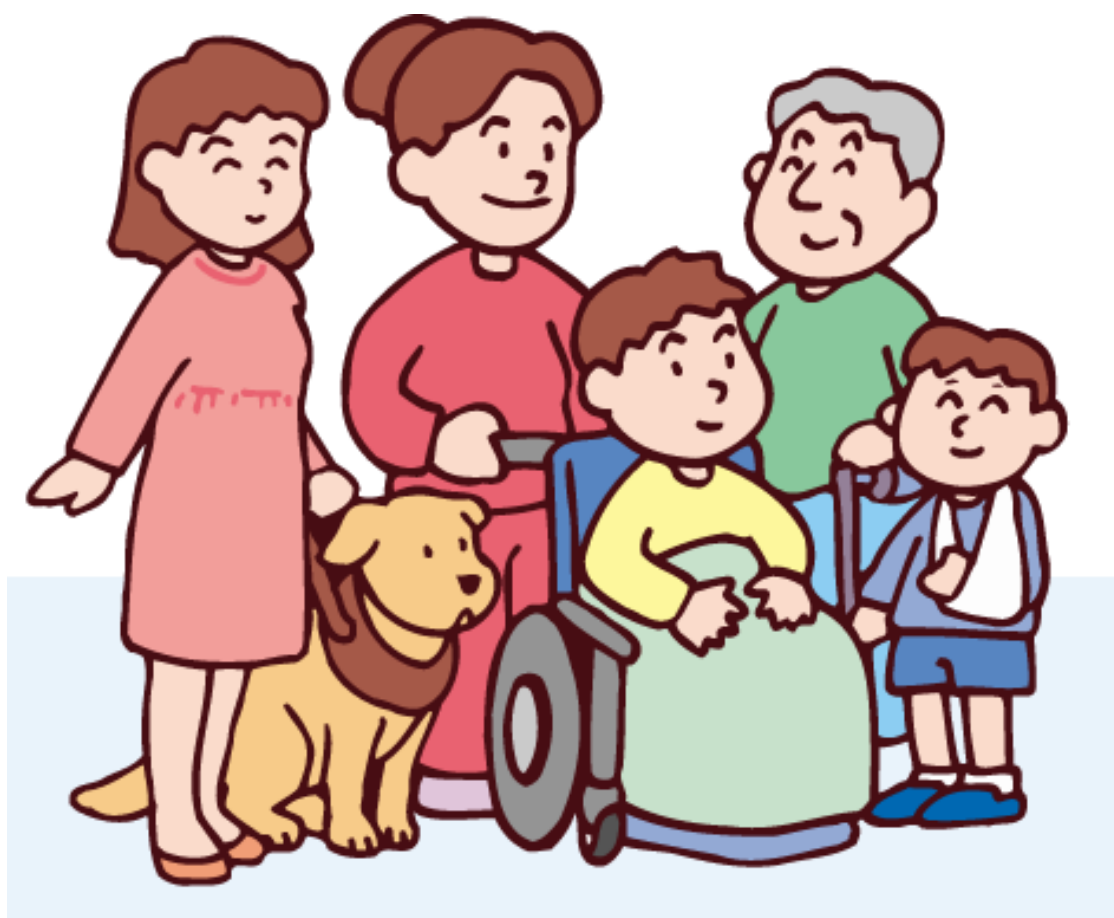


第3次吉川市障がい者計画

(平成24～29年度)



平成24年2月

吉川市

『第3次吉川市障がい者計画』の 策定にあたって



本市では、平成13年3月に策定した「吉川市障害者計画」の計画期間終了に伴い、平成18年3月に「第2次吉川市障がい者計画」を策定し、障がい者福祉施策の推進に努めてまいりましたが、この間、障がい者福祉を取り巻く状況は大きく変化しました。

平成18年4月から施行された障害者自立支援法につきまして、国は将来的に廃止することを表明し、それまでの経過措置として利用者負担の見直しなどを行い、今後も制度改正が予定されています。

一方で、平成23年6月には障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法が成立し、8月には障害者基本法が改正されるなど権利擁護と共生社会の実現へ向けた歩みも進められています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、災害時における障がい者への避難支援や避難所の整備、避難後の生活支援などの課題が浮き彫りになりました。

このような状況を踏まえ、前計画の基本理念である「自立、社会参加の実現、地域生活の促進」を引き続き継承しながらも、今後予想される大幅な制度改正に柔軟に対応し、障がい者福祉施策を推進するため、第3次吉川市障がい者計画を策定いたしました。

障がいのある人もない人も、ともに地域で自分らしく暮らせる吉川市の実現を目指して取り組んでまいりますので皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました策定委員の方々をはじめ、ご協力いただきました皆さまに、心よりお礼申し上げます。

平成24年2月

吉川市長 戸張胤茂

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画策定の体制	6
5 障がい者のとらえ方	9
6 制度改正の主な動向（計画の背景）	10
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	13
1 障がい者の現状	15
（1）身体障がい者	15
（2）知的障がい者	16
（3）精神障がい者	17
（4）難病患者	18
2 施策の現状	19
3 アンケートの結果から	28
4 団体ヒアリングの結果から	30
第3章 基本計画	33
1 施策の体系	35
2 施策と取り組み	37
テーマ1．相互理解と権利擁護	37
（1）相互理解の促進	37
（2）権利擁護等の推進	38
テーマ2．地域生活支援	39
（1）相談支援体制の充実	39
（2）地域活動や社会活動のための手段の充実	41
（3）人材の育成	42
（4）地域生活への移行推進	42
（5）在宅サービスの充実	43
（6）スポーツ・文化活動の推進	44

テーマ3. 自立した日常生活の支援.....	45
(1) 就労の推進.....	45
(2) 住まいの確保.....	46
テーマ4. 保健・医療等の充実.....	47
(1) 障がいの予防・早期発見・早期対応.....	47
(2) 保健・医療の充実.....	47
テーマ5. 障がい児の健やかな成長を支える.....	49
(1) 障がい児と家族への支援.....	49
テーマ6. 安心して暮らせるまちづくり.....	51
(1) バリアフリーのまちづくり.....	51
(2) 防犯対策の推進.....	52
(3) 防災対策の推進.....	52
第4章 計画の推進.....	55
1 吉川市障がい者計画推進協議会の設置.....	57
2 関係機関等の連携体制の強化.....	57
第5章 参考資料.....	59
1 アンケート結果.....	61
2 計画策定の足あと.....	85
3 吉川市障がい者計画策定委員会委員名簿.....	86
4 吉川市障がい者計画策定委員会要綱.....	87
5 吉川市障がい者計画策定委員会作業部会部会員名簿.....	90
6 用語解説.....	91

★「障がい」のひらがな表記について

本市では、法令や固有の名称を除き、「障がい」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

本市では、平成12年度に最初の「吉川市障害者計画」（計画期間：平成13～17年度）を策定し、障がい者の暮らしを支える施策を展開してきました。

その間、国では、平成15年度からの支援費制度の施行、平成16年の障害者基本法の改正、平成18年4月からの障害者自立支援法の施行など、障がいのある方にかかる法制度の大幅な変更が行われてまいりました。

本市では、障がい者を取り巻く制度や環境の変化に対応するため、それまでの基本理念の根幹を継承しつつ、新しい制度に沿った「第2次吉川市障がい者計画」（計画期間：平成18～23年度）を策定し、障がい者の暮らしを支える施策の拡充を図ってきました。

しかしながら、国では、平成23年8月に障害者基本法の一部が改正され、さらには、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法」（仮称）が平成25年8月を目途に検討されています。

本市では、平成23年度をもって終了する「第2次吉川市障がい者計画」において基本目標としている自立と社会参加の実現、地域生活の促進を継承するとともに、これまでの取り組みを踏まえ、障がい者を取り巻く現状と課題を受け止めた上で、社会情勢や障がい者のニーズを踏まえた新たな施策を展開していくために「第3次吉川市障がい者計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法令根拠

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」にあたります。

参 考

障害者基本法

第十一条（略）

2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 市政における位置付け

市政運営の最上位計画である「第5次吉川市総合振興計画」（計画期間：平成24～33年度）における障がい者分野の部門別計画として位置付けられます。

また、国の「障害者基本計画」や埼玉県の「障害者支援計画」を踏まえたものとし、自立支援法に基づく「吉川市障がい福祉計画」や各計画との整合も図ります。

<主な関連計画>

「第3期吉川市障がい福祉計画」

「第5次吉川市総合振興計画」

「第2次吉川市地域福祉計画」

「第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）」

「吉川市健康増進計画（健康よしかわ21）」

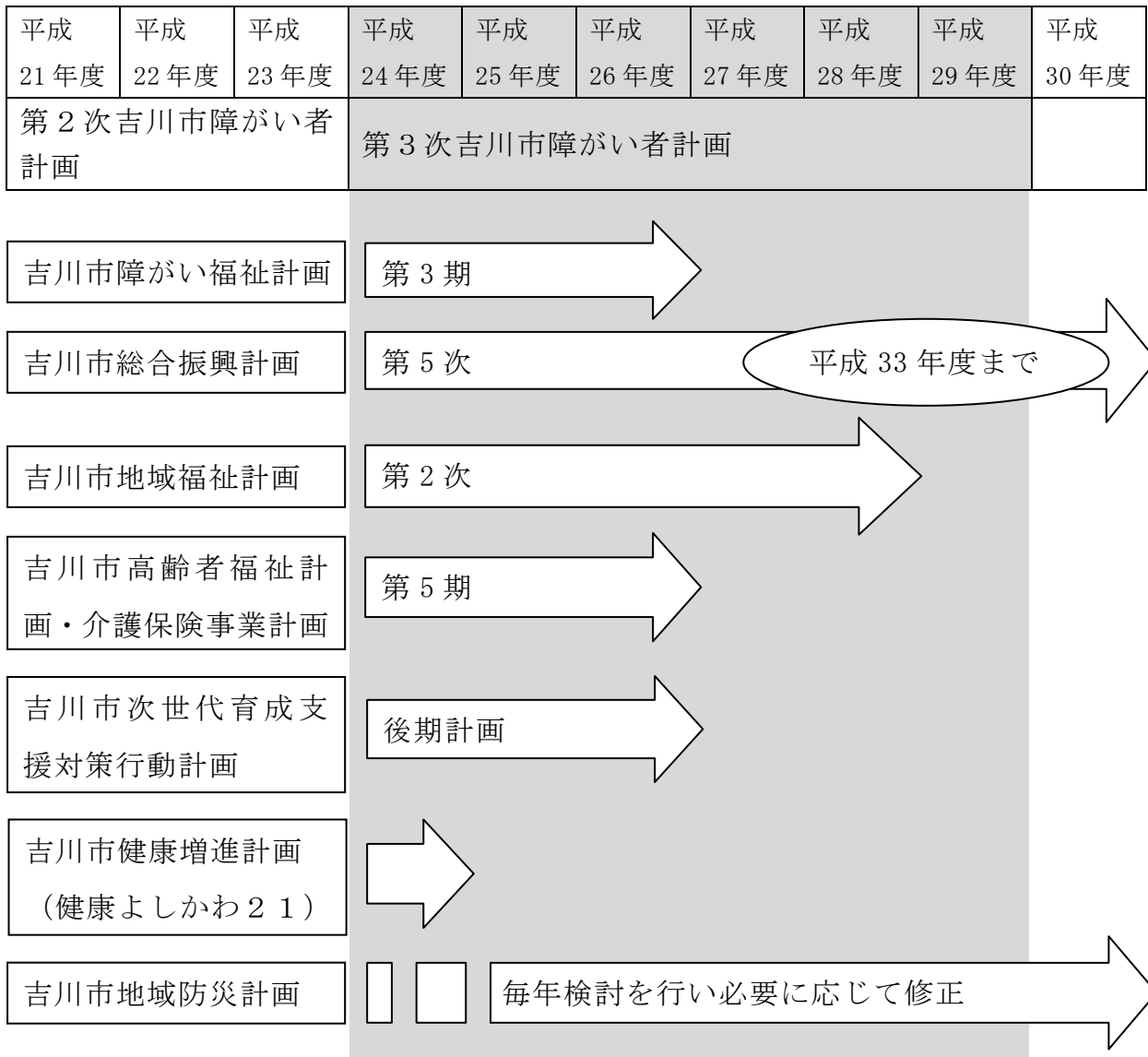
「吉川市地域防災計画」

3 計画の期間

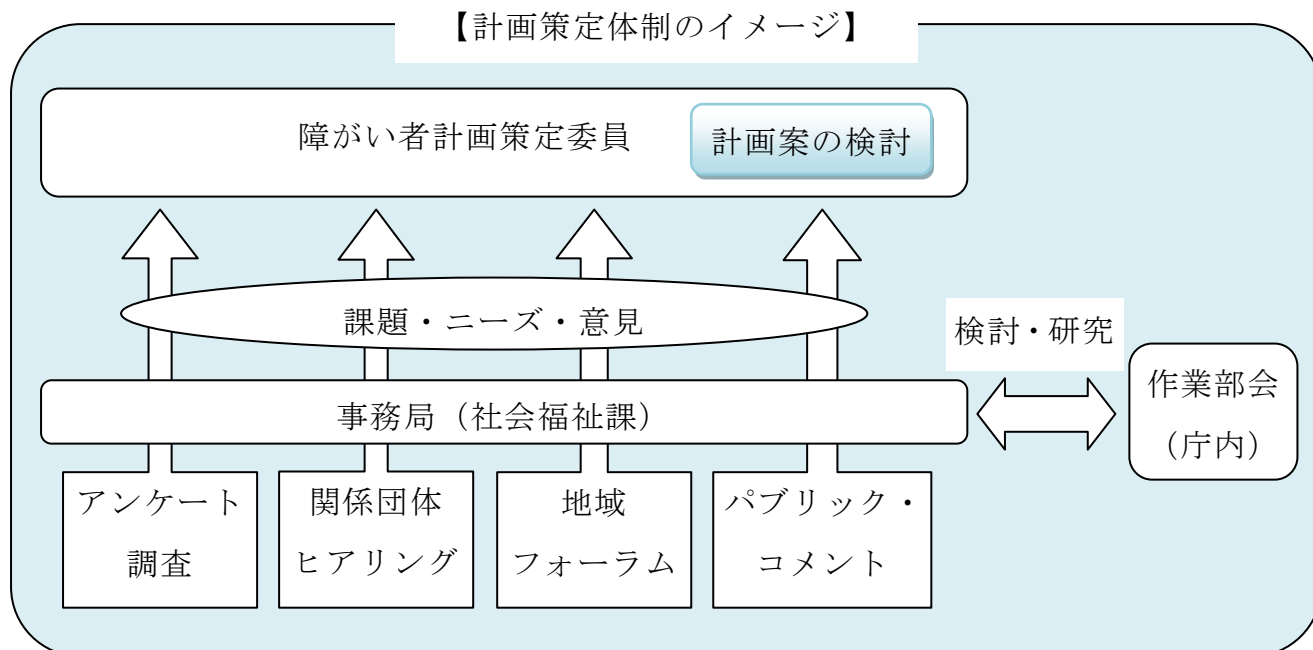
本計画は、平成24年度から29年度までの6年間で計画期間とします。

なお、大幅な制度改正があった場合、計画期間中でも必要に応じて見直します。

【計画の期間】



4 計画策定の体制



(1) 障害者計画策定委員会による審議

障害者計画策定委員会を開催し、現状や課題の把握や施策の検討を行いました。

	開催日	主な議事内容
第1回	平成23年6月29日	計画策定の趣旨・位置付け・期間について アンケート調査の結果について 障害者施策の現状について
第2回	10月7日	団体ヒアリング及び地域フォーラムの報告 施策の体系について
第3回	11月10日	団体ヒアリングの報告 施策について、計画の構成等について
第4回	12月21日	団体ヒアリングの報告 計画（素案）について
第5回	平成24年2月15日	パブリック・コメントの報告 計画（案）について

(2) アンケート調査の実施

障がい者の日常生活の状況や福祉サービスなどへのご意見をいただき、新たな計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

実施時期	平成23年1月11日～1月31日
対象者	身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者 精神保健福祉手帳所持者
配布・回収方法	対象者から無作為抽出し、郵送による発送・回収
発送数	973票
回収数	539票（回収率55.4%）

(3) 関係団体ヒアリング調査

障がい者やその家族の団体やボランティア団体などと面談し、生活状況や意見・要望などをお聞きしました。

実施時期	平成23年7月21日～11月21日	
実施団体	当事者団体	2団体（2回）
	家族の団体	4団体（5回）
	ボランティア団体	2団体（2回）

(4) 地域フォーラムの実施

吉川市地域福祉計画の策定のため、地域における課題や取り組みなどを把握するために地域フォーラムを実施しました。

障がい者計画の関連事項として災害時の障がい者への支援及び障がい者への誤解や偏見をなくす取り組みの必要性が挙げられたので、吉川市障がい者計画策定委員会に報告し、計画策定の参考資料としました。

開催日時	平成23年7月23日 午前9時30分～11時30分	
会場	吉川市役所 第二庁舎 204 会議室	
参加者数	16人	
開催内容	グループに分かれての地域での問題の討論及び発表	
	ステップ1	地域での課題
	ステップ2	課題を解決するアイデア
	ステップ3	課題を解決するために自分たちができること

(5) パブリック・コメントの実施

計画案について広く意見を求めるためにパブリック・コメントを実施しました。

実施期間	平成23年12月27日～平成24年1月26日	
計画案 閲覧場所	市役所1階市政コーナー、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部地区公民館、中央公民館、おあしす、総合体育館、社会福祉課窓口、市ホームページ	
意見提出 状況	意見提出者	1名（電子メールによる）
	意見件数	4件

(6) 市の関係部署による検討

計画に関して専門的事項の検討及び調査研究を行うために市の関連部局で構成する作業部会を2回開催し、検討を行いました。

5 障がい者のとらえ方

本計画の対象となる「障がい者」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける方とし、てんかんや発達障がい、難病、高次脳機能障がいなどに起因する障がいのある方も含みます。

また、18歳未満の障がい児も含みます。

参 考

障害者基本法

第二条（略）

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

6 制度改革の主な動向（計画の背景）

国は、平成 18 年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准を見据えて、「障がい者制度改革推進本部」と「障がい者制度改革推進会議」を設置し、平成 21 年からの当面 5 年間を集中期間として、障がい者施策全般にわたる制度改革を進めています。

（1）障害者基本法の改正

障害者基本法の一部を改正し、平成 23 年 8 月に公布されました。

（改正点の抜粋）

<p>目的 （第 1 条）</p>	<p>全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。</p>
<p>障害者の定義 （第 2 条）</p>	<p>「第 1 章 5 障がい者のとらえ方」の項を参照</p>
<p>地域社会における共生等 （第 3 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 ・ 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 ・ 全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
<p>差別の禁止 （第 4 条）</p>	<p>障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>

(2) 障害者自立支援法の改正

障害者自立支援法の改正が盛り込まれた「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成 22 年 12 月に公布されました。

(改正点の抜粋)

利用者負担の見直し	利用者負担は応能負担が原則	平成 24 年 4 月施行
障害者の範囲見直し	発達障害が対象となることを明確化	平成 22 年 12 月施行
相談支援の充実	相談支援体制の強化（支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画対象者の拡大）	平成 24 年 4 月施行
障害児支援の強化	児童福祉法に基づく地域支援の充実 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設	平成 24 年 4 月施行
地域での自立生活支援の強化	グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設（同行援護）	平成 23 年 10 月施行

(3) 障害者虐待防止法の制定

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称、障害者虐待防止法）」が平成 23 年 6 月 17 日に国会で可決し、平成 24 年 10 月 1 日に施行されます。深刻化する家庭や施設での障がい者への虐待防止を目的に、発見時の通報の義務化、相談窓口の整備などが盛り込まれています。

(4) 障害者差別禁止法（仮称）の制定（予定）

障がい者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済などを目的とした制度の構築を柱としています。

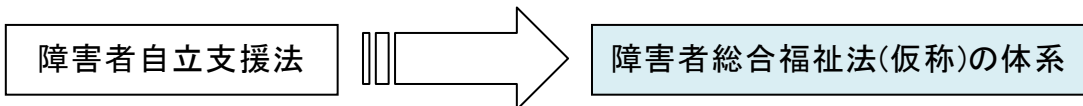
平成 25 年度の通常国会に提出される見通しです。

(5) 障害者総合福祉法（仮称）の制定（予定）

制度の谷間をなくし、障がい者が地域で自立生活を営むことができるよう支援の強化を図るものです。

現行の障害者自立支援法に代わる法律で、平成 25 年 8 月までの施行を目指しています。

（障害者総合福祉法（仮称）の骨格案）



自立支援給付	ホームヘルプ 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 ショートステイ 療養介護 生活介護 施設入所支援 自立訓練 （機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 （A型、B型） グループホーム・ケアホーム など	<p>全国共通の仕組みで提供される支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援（障害者就労センターの創設、モデル事業検証、3年後見直し） ・日中活動支援（デイアクティビティセンターの創設、短期入所、日中一時支援等） ・居住支援（グループホーム・ケアホームの一本化と機能整理等） ・施設入所支援 ・個別生活支援 （パーソナルアシスタンスの創設、居宅介護【身体介護・家事援助】、移動介護【移動支援、行動援護、同行援護】） ・コミュニケーション支援及びガイドコミュニケーション支援 ・補装具・日常生活用具 ・相談支援 ・権利擁護
	地域生活支援事業	

第2章 障がい者を取り巻く 現状と課題



1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、平成 22 年度末で 1,643 人となっており、平成 17 年度末からの 5 年間で約 1.21 倍となっています。障がいの程度別では、最重度である 1 級の占める割合が高く、570 人と全体の約 34.7%となっています。

障がい部位別では肢体不自由が 957 人で約 58.2%と最も多く、次いで内部障がい者が 437 人で約 26.6%、聴覚・平衡機能障がい者が 114 人で約 6.9%、視覚障がい者が 112 人で約 6.8%、音声言語・そしゃく障がい者が 23 人で約 1.4%となっています。

障がい程度別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	総数	内訳（手帳の等級）					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
H17 年度末	1,355	464	204	239	295	95	58
H18 年度末	1,415	474	225	245	315	97	59
H19 年度末	1,479	503	231	250	343	94	58
H20 年度末	1,535	522	240	265	353	94	61
H21 年度末	1,613	550	249	280	381	95	58
H22 年度末	1,643	570	250	286	381	93	63

障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	総数	内訳				
		視覚	聴覚・平衡	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由	内部
H17年度末	1,355	91	70	12	844	338
H18年度末	1,415	96	76	17	872	354
H19年度末	1,479	98	79	18	912	372
H20年度末	1,535	101	85	18	948	383
H21年度末	1,613	107	84	21	987	414
H22年度末	1,643	112	114	23	957	437

(2) 知的障がい者

療育手帳の所持者数は、平成22年度末で309人となっており、平成17年度末からの5年間で約1.40倍となっています。障がいの程度別では、中程度であるBの占める割合が高く、103人と全体の約33.3%となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	総数	内訳（手帳の等級）			
		㉠	A	B	C
H17年度末	220	58	59	65	38
H18年度末	233	66	56	74	37
H19年度末	249	71	55	81	42
H20年度末	264	74	56	85	49
H21年度末	276	77	58	89	52
H22年度末	309	76	67	103	63

(3) 精神障がい者

精神保健福祉手帳の所持者数は、平成 22 年度末で 216 人となっており、平成 17 年度末からの 5 年間で約 1.67 倍となっています。障がいの程度別では、中程度である 2 級の占める割合が高く、151 人と全体の約 69.9%となっています。

身体障がい者がその障がい除去・軽減する治療費を補助する自立支援医療費（更生医療）の受給者は、平成 23 年 3 月現在で 30 人です。

また、精神疾患の通院治療費を補助する自立支援医療（精神通院医療）の受給者は年々増えており、平成 23 年 3 月現在で 594 人となっています。これは同じ時期の精神障害者保健福祉手帳所持者数（216 人）の約 2.8 倍であり、精神疾患を患っていても障害者手帳を所持しない方が多くいることがわかります。

障がい程度別精神保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

	総数	内訳（手帳の等級）		
		1 級	2 級	3 級
H17 年度末	129	6	98	25
H18 年度末	132	7	100	25
H19 年度末	158	9	116	33
H20 年度末	180	14	129	37
H21 年度末	199	21	138	40
H22 年度末	216	23	151	42

自立支援医療の受給者数の推移 (単位：人)

区分	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月
自立支援医療 （更生医療）	18	20	19	25	30
自立支援医療 （精神通院医療）	490	464	519	551	594

(4) 難病患者

特定疾患医療給付受給者数は、平成 22 年度末で 334 人となっており、平成 17 年度末からの 5 年間で約 1.32 倍となっています。また、小児慢性特定疾患医療給付受給者数は、40～60 人で推移しています。

特定疾患医療給付受給者数・小児慢性特定疾患医療給付受給者数 (単位：人)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22
特定疾患医療給付	253	269	281	314	327	334
小児慢性特定疾患医療給付	41	52	54	57	50	60

2 施策の現状

第2次吉川市障がい者計画について、実施された施策などについて整理します。

1 知りあい・認めあい ともにある社会へ ～相互理解と権利擁護～

1-1 相互理解の促進

- 就労支援施設で制作した製品紹介や障がい者施設の作品展の開催を支援しました。
- 小・中学校においては、手話や車いす体験、障がい者の講演などを実施するとともに、赤い羽根共同募金の活動を通じて福祉に対する理解を深めました。

1-2 権利擁護等の推進

- 成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の周知や利用の支援をしました。
- 法律相談や人権相談など各種市民相談の実施についてポスターやチラシによる周知を図るとともに、待合室に相談中の声が聞こえないように工夫するなど、相談しやすい環境づくりに配慮しました。
- 音声版選挙公報の視覚障がい者への配布や、郵便等投票対象者への投票用紙請求方法の周知、広報・ホームページの活用に努めました。
- 車椅子利用者が円滑に投票できるよう、期日前投票所の拡張や段差のある投票所において、声掛けをしやすいように看板を設置しました。

2 地域生活を支える仕組みづくりと福祉サービス ～地域生活支援～

2-1 相談支援体制の充実

- 福祉に関する窓口のワンストップサービスを開始し、相談者の利便性向上を図りました。
- 特定非営利活動法人なまずの里福祉会に委託し、「吉川市障がい者相談支援センターすずらん」を設置しました。

【すずらん相談実績】

項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
相談件数（件）	263	1,093	1,647	2,289
伸び率（％）	—	315.6	50.7	39.0

- 埼玉県身体障害者相談員が企画、運営するピアカウンセリング（ほっとサロン）の開催を支援しました。

【ほっとサロン開催状況】

日時：毎月第3火曜日 10時～正午

場所：保健センター、地域活動支援センター

H22～年3回地域活動支援センターと共催事業実施

- ボランティア団体「きんもくせい」の作成により広報、議会だより音訳版の配布を実施しました。
- 市政情報コーナーを市役所及び市立図書館4か所に設置しています。

2-2 地域福祉の充実

- 「安心リュック」の配布を行い、民生委員による要支援者への声かけと見守を行いました。

【配布実績】平成21年度～22年度 1,020個

- 所定のごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集するパートナー収集を実施しました。
- 自治会への加入推進を図りました。

- 市民活動サポートセンターを設置し、幅広く市民活動団体を支援するとともに、団体間のネットワークを築くため、市民活動に関する情報の収集や発信のほか、市民活動に関する相談、講座やイベントなどの企画運営を実施しました。

2-3 在宅サービスの推進

- 社会福祉法人葎の里に委託し、地域活動支援センターを設置、開設しました。

(第2次吉川市障がい者計画の重点施策)

【地域活動支援センター事業実績 (平成22年度)】

開所日数：242日 ※利用者数は月単位で数え、1年分を累積

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
利用者数(人)	18	34	38	39	54
延べ利用日数(日)	127	149	125	109	482

- 入浴サービスやホームヘルプサービスなどの在宅支援を継続して実施するとともに、日中一時支援事業への市内事業者の参入に取り組み、市内2か所で日中一時支援事業が開始されました。

【ホームヘルプサービス利用実績】※利用者数は月単位で数え、1年分を累積

サービス区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)	
	延べ利用時間(時間)	延べ利用時間(時間)	延べ利用時間(時間)	延べ利用時間(時間)	
身体介護	248	262	257	252	
	2810.5	2689.5	2711.5	2859	
家事援助	133	146	146	113	
	1032	1,205	1,058	946.5	
通院介助 (10月～)	16	43	62	67	
	83	166	178.5	214	
重度訪問介護 (10月～)	103	126	110	111	
	13517	14,513	14,222.5	14,191	
乗降	利用者数(人)	23人	21人	17人	18人
介助	延べ利用回数(回)	118回	118回	108回	111回

【ショートステイ利用実績】 ※利用者数は月単位で数え、1年分を累積

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
利用者数(人)	21	89	107	102	92
延べ利用日数(日)	185	494	596	594	586

【訪問入浴サービス利用実績】

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
利用登録者(年度末)(人)	5	7	9	11	11
延べ利用回数(回)	187	363	540	565	543

【日中一時支援事業利用実績】

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
利用登録者(年度末)(人)	8	10	13	16	15
延べ利用日数(日)	39	74	101	69	62

- 補装具・日常生活用具の支給、緊急時通報システム端末の貸与・位置情報提供サービスを継続して実施しました。

【補装具支給実績】

項目		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
障がい者	支給件数(件)	281	55	44	47	59
	支給金額(千円)	7,442	3,765	2,395	3,348	4,335
障がい児	支給件数(件)	107	60	54	71	88
	支給金額(千円)	6,064	3,721	4,320	6,202	4,635

【日常生活用具支給実績】

項目		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
障がい者	支給件数(件)	212	580	663	732	750
	支給金額(千円)	3,890	5,901	7,421	7,998	7,791
障がい児	支給件数(件)	26	66	60	65	70
	支給金額(千円)	451	1,108	928	630	978

2-4 施設福祉サービスの充実

- 吉川フレンドパーク、ひだまり、中川の郷療育センターへ施設運営の支援を継続して実施しました。

3 一人ひとりが輝ける自立のステージをみつけよう ～社会参加支援～

3-1 交流・社会参加支援

- コミュニケーション支援事業を実施するとともに、手話通訳者の人材養成を目指して手話通訳者養成講習会の開催を行いました。

【コミュニケーション支援事業利用実績】

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
手話通訳者	延べ派遣件数	62件	47件	53件	69件	49件
	延べ派遣人数	74人	64人	66人	90人	63人
要訳筆記奉仕者	延べ派遣件数	1件	0件	1件	0件	1件
	延べ派遣人数	3人	0人	2人	0人	3人

- 移動支援事業や自動車改造費の補助、自動車運転免許取得費の支給、タクシー券・燃料券の交付、のぞみ号の貸出しによって移動の支援を行いました。

【移動支援事業利用実績】

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
延べ利用者数(人)	139	152	152	117
延べ利用時間(時間)	1460.5	1809.5	1809.5	1671.0

【タクシー券利用実績】

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
支給人数(人)	354	432	449	490	522
延べ利用件数(件)	6,808	7,609	8,081	8,690	9,194
利用金額(千円)	5,166	5,867	6,538	7,034	7,442

【燃料券利用実績】

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
支給人数(人)	720	770	813	857	900
延べ利用件数(件)	7,811	8,086	8,503	9,063	9,624
利用金額(千円)	5,155	5,420	6,037	6,435	6,833

- 障がい者への移動支援として福祉有償運送が実施されました。
- 市立図書館に録音図書や点字図書、大活字本などを整備するとともに、対面朗読を実施しました。
-

- レファレンスカウンターの一部に関連図書の見本スペースを新たに設置しました（録音図書・点字図書・目録・障がい者用図書館案内）。
- 家庭教育学級合同人権研修会や人権教育啓発講座では、手話通訳者の派遣に配慮しました。
- 生涯学習情報を公共施設だけでなく、金融機関や病院などにも配置しました。

3-2 就労の支援と促進

- 障害者就労継続支援B型事業所「ひだまり」と「フレンドパーク」を支援するとともに、社会福祉法人葎の里に委託し、吉川市障がい者就労支援センターを設置、運営しました。
- より効果的な支援を行えるよう関係機関と連携を図るため、吉川市自立支援協議会において就労部会を設置しました。

3-3 スポーツ・文化活動と交流の促進

- 障がい者も楽しく参加できる事業として、スポーツ推進委員が主体となりウォーキング大会やヤカーリング大会を実施しました。
- 公民館や市民交流センターおあしすなどのバリアフリー化を進めました。

4 ともに育ち、ともに学ぶ場の実現を目指して ～教育環境の充実～

4-1 就学前教育・保育の援助

- 保育士を加配するなどの対応により、保育所において障がいのある乳幼児の保育を実施しました（1保育所3人を限度）。

4-2 就学児童への援助

- 就学支援委員会に特別支援学校の教職員が参加し、児童生徒のより良い就学のため協議を行いました。
- 平成20年に弱視学級、平成22年に中学校に自閉症・情緒障害学級を開設しました。
- 各特別支援学校などと市内小・中学校との支援籍交流を進め、作品交換や学校行事への参加など交流を推進しました。
- 児童生徒の実態に応じ特別支援学級と通常学級との交流を継続的に実施しました。
- 特別支援教育リーダー研修会への職員の派遣を通して専門性の向上を図るとともに個別知能検査の実技研修会を実施し、職員の知識や技能の向上を図りました。
- 研修会の実施などを通して特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図りました。
- 通級指導教室の相談票を小学校の全児童に配布し、発達や言語についての相談体制を整備しました。

4-3 指導・相談体制の充実

- 特別支援学級、通級指導教室において、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、個の発達段階に応じた支援を実施しました。
- 平成19年度に難聴・言語障がい通級指導教室、平成21年度に発達障がい・情緒障がい通級指導教室を設置しました。
- 子ども発達センターなどと連携し、就学前の子どもを持つ保護者との相談を実施しました。

- 「平成23年度特別支援教育体制整備事業」を受けて市の巡回支援チームを編成し、児童生徒の就学や指導について臨床心理士からの助言や指導を実施しました。
- 医療や福祉などに係る関係者を招聘し、就学支援委員会を実施しました。

5 すこやかな生活を支える保健・医療サービス ～保健・医療の充実～

5-1 障がいの予防・早期発見・早期対応

- 未熟児訪問指導事業として、保健師・助産師が家庭訪問し、母子の健康管理を継続的に支援しました（県から移譲）。
- 乳幼児の健診及び相談を行い、障がいの早期発見・早期療育につなげました。
- 小児発達専門医の診察や言語聴覚士、臨床心理士による発達検査により、早期療育の必要性について検討・相談を実施しました。
- オリオン教室などを通して子どもの発達や特徴を保護者に伝え、発達を支援しました。
- 重症化の予防のために保健師・栄養士が、保健指導・栄養指導を行いました。
- 18歳から39歳は生活習慣病予防健診、40歳から74歳の吉川市国民健康保険加入者は特定健康診査、75歳以上は高齢者健康診査を実施しました。健診結果から保健指導の対象者を選定し、医師への連絡票作成、指導内容の確認などを行いながら、保健指導・栄養指導を実施し、生活習慣病予防・重症化による障がい予防に努めました。
- がん検診を、国の指針に基づき実施しました。受診率の向上や、がんの正しい知識の普及を目的に、特定年齢の女性に対し、乳がん・子宮頸がんの無料検診を実施しました。

5-2 療育・保健事業と医療の支援

- 保育所や幼稚園に通所している幼児の発達に関する相談を保健センターで実施しました。
- 統合失調症家族教室を年1回、全3回のコースで実施しました。
- 自立支援医療費の支給や重度心身障害者医療費の支給を実施しました。

- 保健所が行う特定疾患医療給付などの継続申請に保健センターの会場を活用しました。

6 安心して暮らせる福祉のまちづくり ～福祉のまちづくり～

6-1 ひとにやさしいまちづくりの推進

- 1,500 m²以上の都市公園内に障がい者対応の多目的トイレを設置しました（29か所のうち18か所）。歩道整備を進めるとともに、視覚障がい者用誘導ブロック設置を進めました。

【具体例】吉川美南駅東口暫定駅前広場整備、吉川駅南口スロープ設置

- 業務委託により駅周辺の放置自転車を整理し、移動しやすい環境づくりを推進しました。
- 各公共機関をはじめ、都市公園内にも近隣公園規模を標準として障がい者占用駐車スペースを設置しました。（7か所のうち6か所）
- 市内運行路線バスにノンステップバスの導入を促進しました。

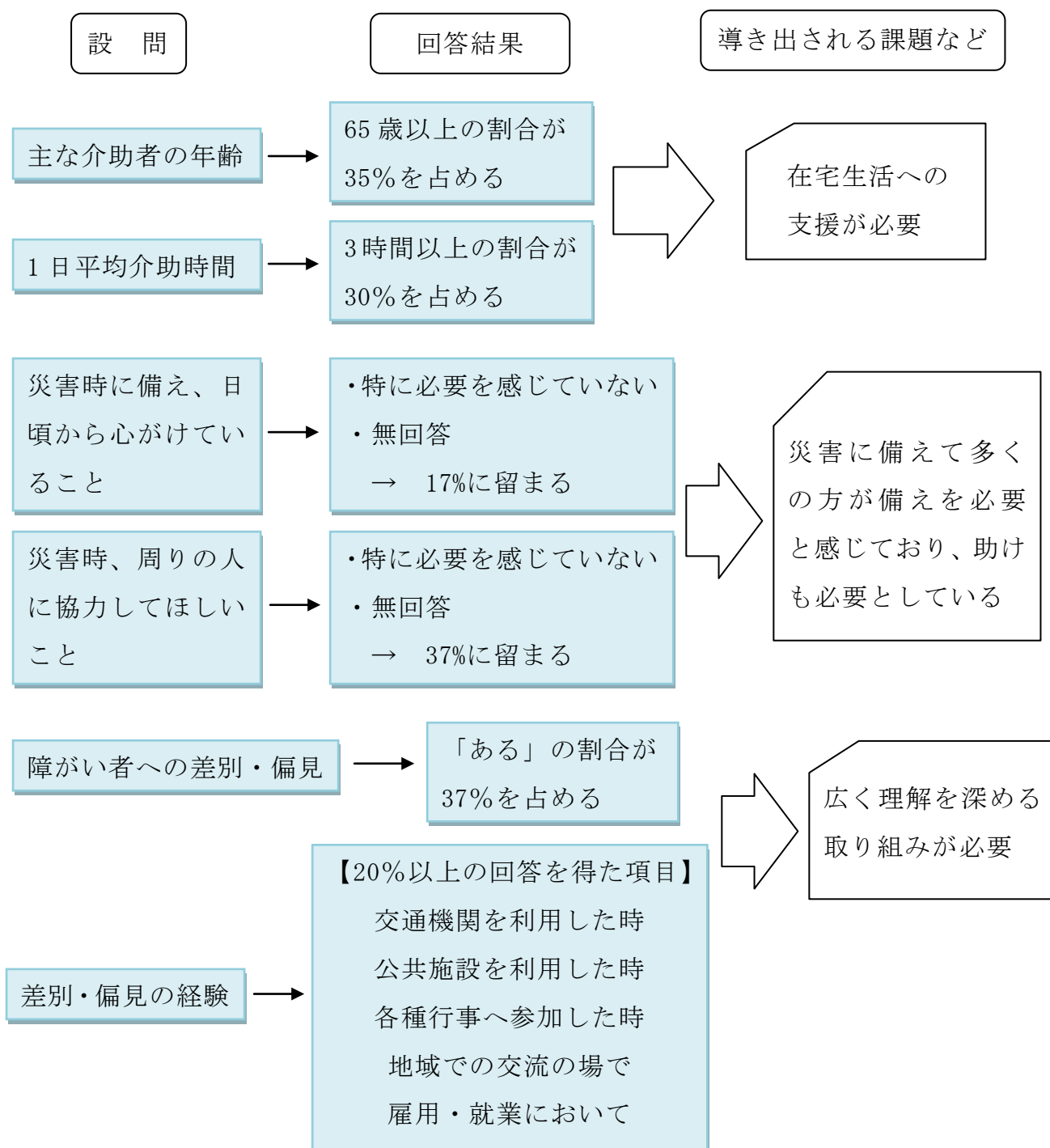
6-2 防犯・防災の対策

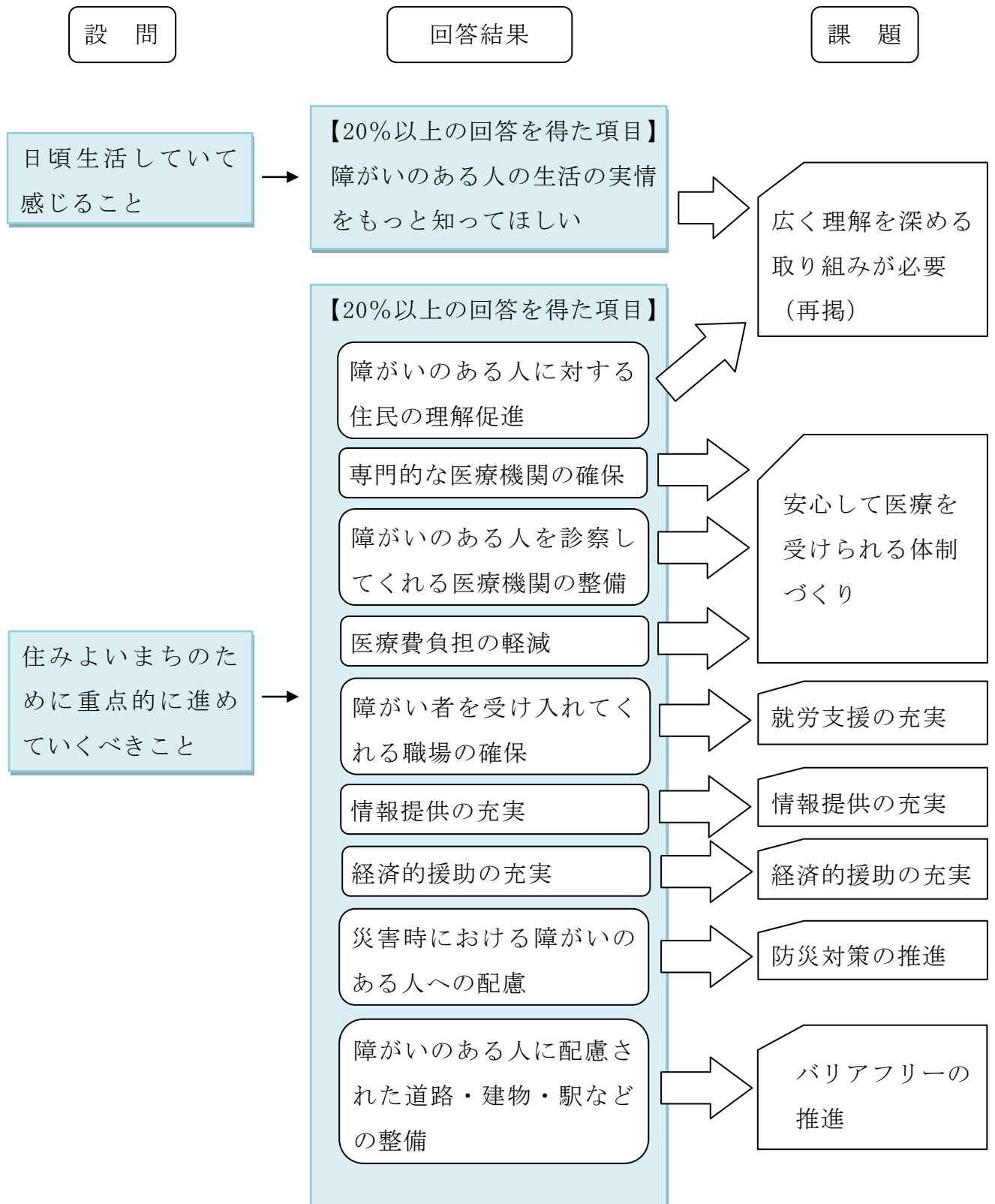
- 各地域において「わがまち防犯協力隊」が結成され、防犯パトロールを行いました。
- 年3回、吉川地区防犯協会、吉川地区交通安全協会及び吉川警察署が発行する「安心安全MYM」を広報よしかわに合わせて配布しました。
- 防災マップの全戸配布を行い、災害時及び水害時の備えについて啓発に努めました。
- 自主防災組織が自治会、民生委員などと協力し災害時要援護者に対する支援体制の整備を進めました（自主防災組織：平成22年度末現在、40）。
- 民生委員の協力により、要援護者から提出される個別計画を基に台帳化作業を推進しました。

3 アンケートの結果から

アンケートの結果から分かる主な課題をまとめました。

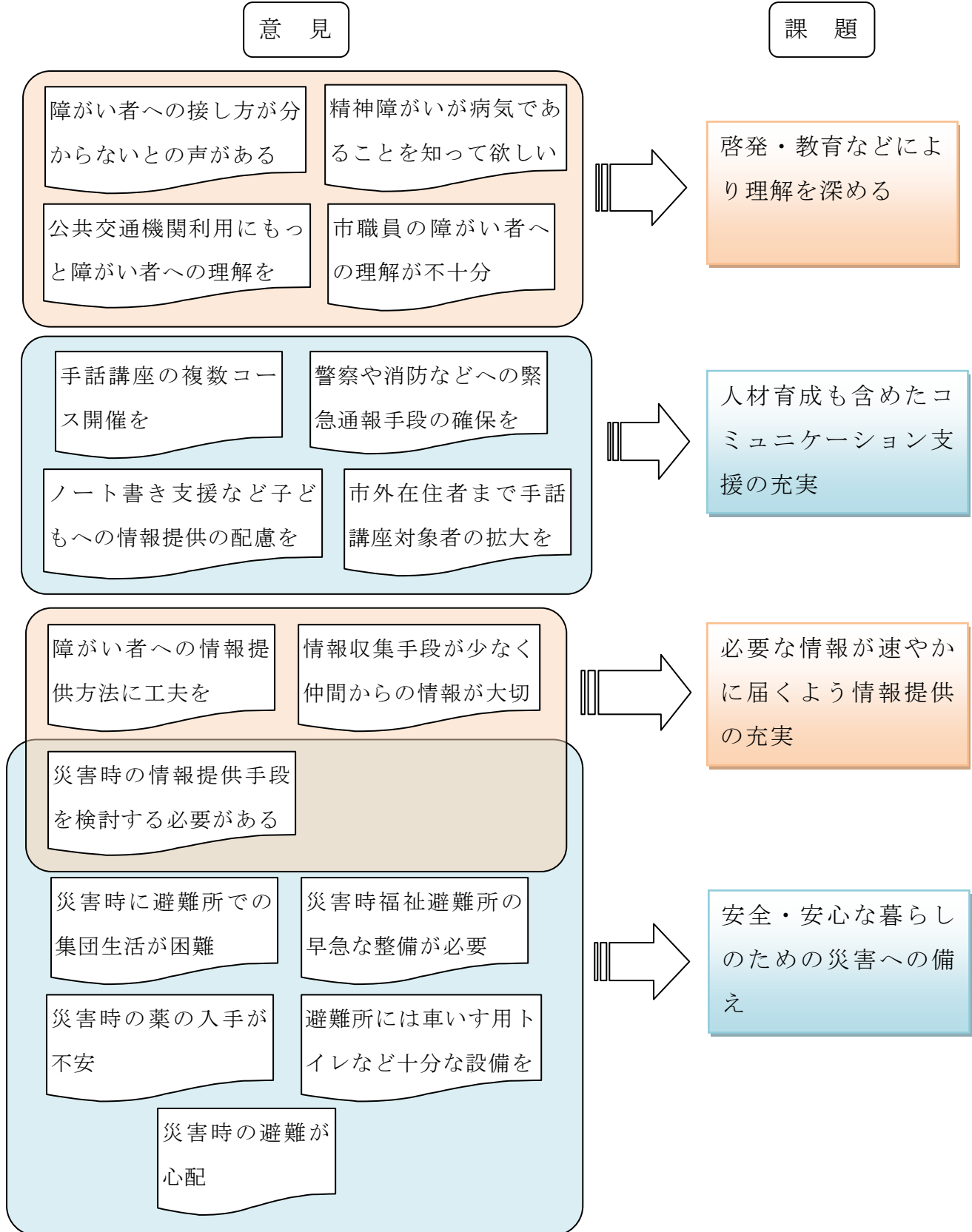
なお、アンケート結果の詳細は、「第5章 参考資料」の59ページからをご覧ください。

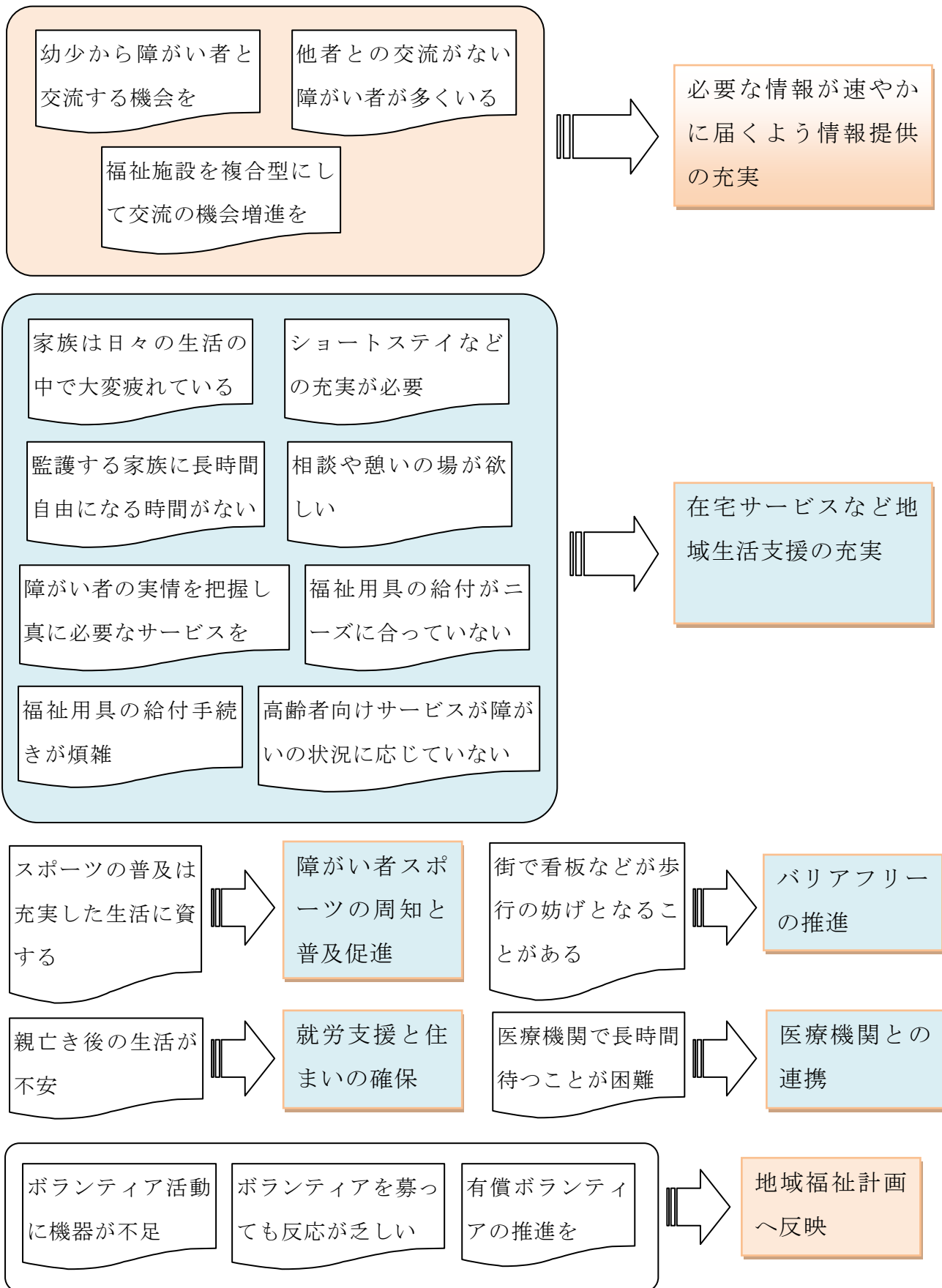




4 団体ヒアリングの結果から

団体ヒアリングでの意見と、そこから分かる主な課題をまとめました。





第 3 章 基本計画



1 施策の体系

計画の理念：自立と社会参加の実現、地域生活の促進

理念の実現に向けた取り組み

取り組みのテーマ	施策の方向	施策
1. 相互理解と 権利擁護	(1) 相互理解の促進	① 啓発・広報の充実
		② 福祉教育の推進
		③ 地域交流の推進
	(2) 権利擁護等の推進	① 権利擁護の推進
		② 虐待防止への取り組み
		③ 選挙に参加しやすい環境づくり
2. 地域生活 支援	(1) 相談支援体制の充実	① 相談体制の充実
		② 情報提供の充実
		③ 関係機関の連携強化
		④ 自立支援協議会の機能強化
	(2) 地域活動や社会活動 のための手段の充実	① コミュニケーション支援
		② 移動・外出支援
	(3) 人材の育成	① 研修の実施・活用
	(4) 地域生活への移行 推進	① 地域生活への移行・定着の支援
	(5) 在宅サービスの充実	① 介護支援の充実
		② 日中活動の場の充実
		③ 日中一時支援事業の充実
		④ 福祉用具等の充実
	(6) スポーツ・文化活動 の推進	① スポーツ活動の充実
		② 文化・芸術活動の充実

取り組みのテーマ	施策の方向	施策
3. 自立した日常生活の支援	(1) 就労の推進	① 就労支援体制の充実
		② 就労訓練の充実
		③ 事業者への周知・啓発
	(2) 住まいの確保	① グループホーム・ケアホームの整備
② 居宅改善整備費の助成		
4. 保健・医療等の充実	(1) 障がいの予防・早期発見・早期対応	① 保健センターの充実
	(2) 保健・医療の充実	① 精神保健の充実
		② 医療費負担の軽減
③ 関係機関との連携強化		
5. 障がい児の健やかな成長を支える	(1) 障がい児と家族への支援	① 障がい児保育の充実
		② 障がい児教育の充実
		③ 障がい児の自立支援
		④ 発達障がい児への支援
		⑤ 親や家族への相談支援
6. 安心して暮らせるまちづくり	(1) バリアフリーのまちづくり	① 道路やまちのバリアフリー化
		② 公共施設のバリアフリー化
		③ 交通機関のバリアフリー化
		④ 情報のバリアフリー化
	(2) 防犯対策の推進	① 地域の防犯活動の推進
		② 防犯意識の醸成
		③ 緊急時通報体制の充実
	(3) 防災対策の推進	① 福祉避難所の整備
		② 地域の防災対策の推進
		③ 緊急時の避難支援

2 施策と取り組み

テーマ1. 相互理解と権利擁護

障がいのある人もない人も、ともに「学び」、「働き」、「暮らす」ためには心の壁（バリア）を取り除くことが重要であり、そのためには教育の場や地域での学習、交流が必要です。

（1）相互理解の促進

①啓発・広報の充実

- 「広報よしかわ」や市のホームページによる広報・啓発を充実します。
- 障がい者への正しい理解を深めるため、発達障がいや高次脳機能障がいなどの理解されにくい障がいについて理解の促進に努めます。
- 公共交通機関や店舗など日常生活の場でサービスを提供する各事業者への啓発を行い、障がいについての理解の促進と暮らしやすい環境づくりを進めます。
- 「障害者週間」についてイベントの開催や広報などでのPRを通じて周知を図り、ノーマライゼーションの普及に努めます。

《主な担当：社会福祉課》

②福祉教育の推進

- 小・中学校において交流教育の充実を図り、障がい者に対する正しい理解を深めます。また、家庭や地域社会においても講演や出前講座を通じて障がい者への理解と福祉サービスについての知識向上を図ります。

《主な担当：学校教育課》

③地域交流の推進

- よしかわふれあいスポーツ大会など障がい者と地域住民とが交流できる機会の拡大や、地域行事への障がい者の参加を進めます。また、当事者や障がい者団体、当事者家族会どうしの交流の機会をつくります。

《主な担当：社会福祉課》

(2) 権利擁護等の推進

① 権利擁護の推進

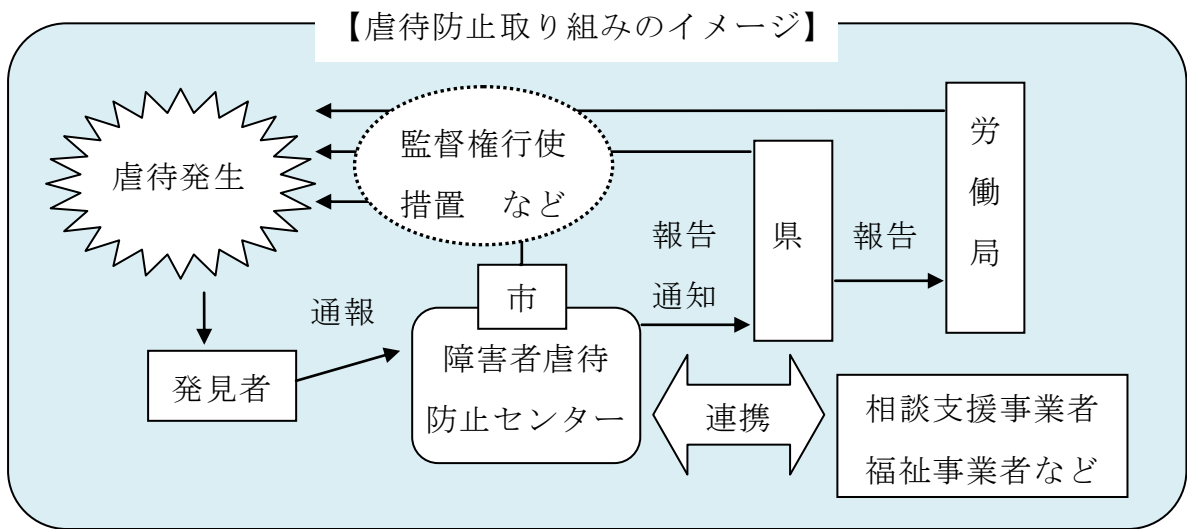
- 平成24年度から自立支援法に基づくサービスとして位置付けられる成年後見制度利用支援事業は、判断能力が不十分な方の権利を守る有効な制度です。成年後見制度の審判請求の申し立てや制度の利用に係る費用負担を行うとともに、制度の周知、活用を促進し、成年後見人の育成を検討します。
- 人権相談を引き続き実施し、権利擁護に取り組みます。

《主な担当：庶務課・社会福祉課》

② 虐待防止への取り組み

- 障がい者への虐待の速やかな発見・通報・対応を図るため、障害者虐待防止センター機能を整備します。また、行政機関や相談支援事業者、福祉事業者など関係機関との連携を強化し、障がい者への虐待防止に取り組みます。

《主な担当：社会福祉課》



③ 選挙に参加しやすい環境づくり

- 点字による投票など法令に基づく制度を周知するとともに、投票所の段差解消など投票しやすい環境づくりを推進します。

《主な担当：選挙管理委員会》

テーマ2. 地域生活支援

障がい者が地域の中で自分らしい生活を営むためには、地域での支え合いや福祉サービスによる支援が必要です。

(1) 相談支援体制の充実

①相談体制の充実

- 多様かつ複合的な障がいの状況にも対応可能な基幹となる相談支援機能の整備を進めるとともに、相談者への適切な支援を実施するために相談支援事業所などへの支援を行います。
- 障がい者団体や家族、当事者によるピアカウンセリングの効果的な実施を推進します。
- プライバシーの保護などに配慮し、相談しやすい環境づくりに努めます。

《主な担当：社会福祉課》

②情報提供の充実

- 医療費の公費負担制度や福祉サービス、福祉情報について積極的な情報発信を行います。
- 必要な情報が速やかに届くようにアクセシビリティに配慮するとともに市ホームページの掲載方法を工夫します。
また関連情報の一元化を図ります。

《主な担当：社会福祉課》

③関連機関の連携強化

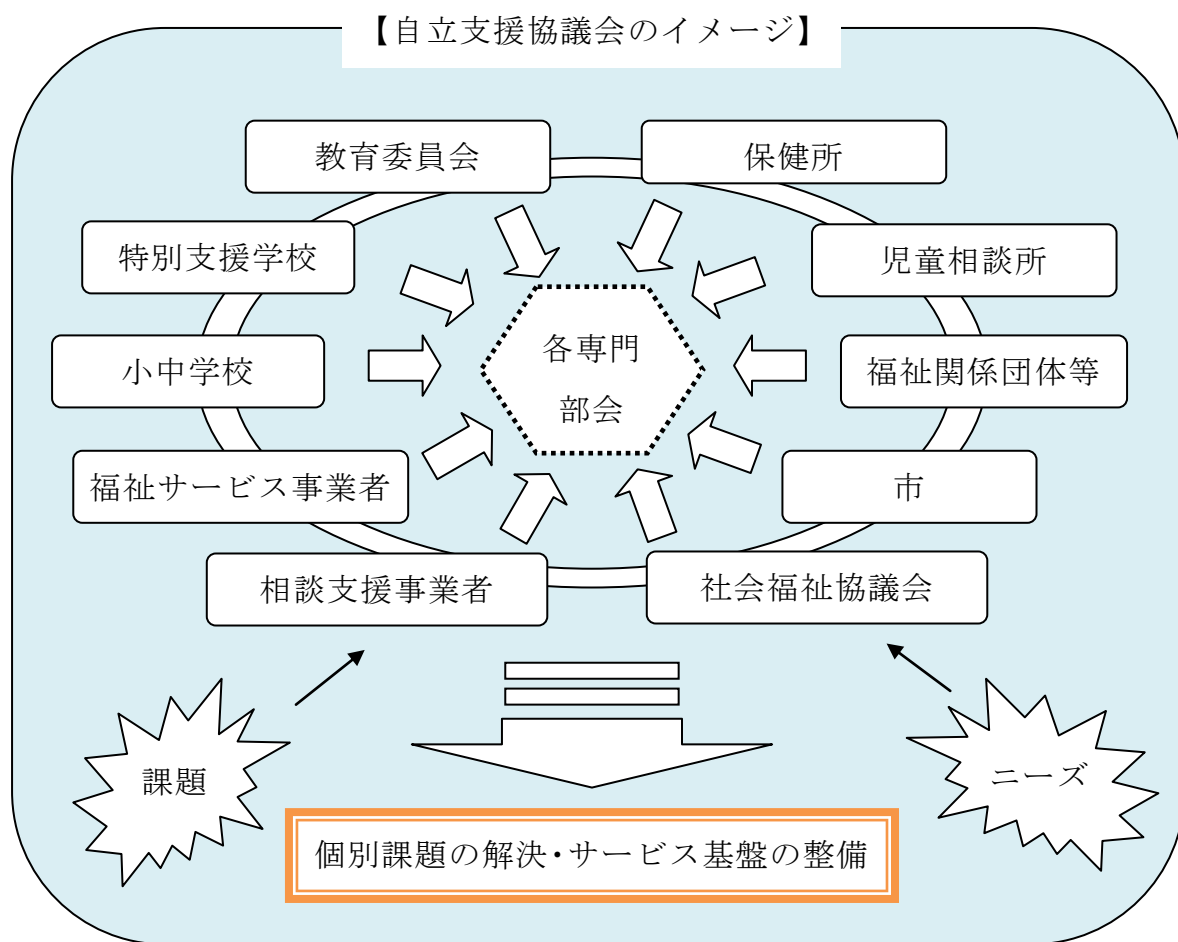
- 障がい者団体やボランティア団体からのヒアリングを実施し、活動状況や生活実態及び福祉サービスのニーズ把握に努めます。
- 福祉事業者による意見交換や情報提供の機会をつくって協働事業の実施などにつなげ、相互支援体制とネットワーク機能の構築を図ります。

《主な担当：社会福祉課》

④ 自立支援協議会の機能強化

○ 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域の課題を共有し、その課題を踏まえてサービス基盤の整備を進めていく役割を担っており、協議会の効果的な運営は、本計画の円滑な推進のためにも重要です。自立支援協議会に設置されている専門部会の内容を充実させるとともに組織体制の整備を進め、自立支援協議会の活性化と機能強化を図ります。

《主な担当：社会福祉課》



(2) 地域活動や社会活動のための手段の充実**① コミュニケーション支援**

- 手話通訳者養成講座を「応用編」、「実践編」と継続して開催し、本市での人材育成を図るとともに、手話通訳者派遣事業の立ち上げに向けて引き続き取り組みます。
- 各種福祉機器の情報収集に努めるとともに、音声読み上げパソコンソフトなど有益な福祉機器については、使用方法の説明や窓口での案内を通じて、周知、普及を図ります。
- コミュニケーション支援の手法について、ニーズの把握に努め、研究を進めます。

《主な担当：社会福祉課》

② 移動・外出支援

- 移動や外出の支援は、障がい者が地域において活力のある生活を実現するために大切なサービスです。視覚障がい者への同行援護サービスや判断能力が制限されている方への行動援護サービス、円滑な外出を支援する移動支援サービスの利用について周知促進を図ります。
- 福祉有償運送への新規参入事業者の発掘に取り組むとともに、運転手育成補助を継続します。
- リフト付き福祉車両「のぞみ号」貸出し制度の周知、利用の促進により、活動の場の拡大と、日常生活での利便性向上を図ります。
- 移動手段の確保と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券または自動車燃料助成チケットを交付します。
- 自家用車を活用しやすいように、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。

《主な担当：社会福祉課》

(3) 人材の育成

①研修の実施・参加

- 新規採用職員への手話研修など市職員に対して福祉についての研修を実施し、障がいについての基礎的知識の習得と理解の促進に努めます。
- 国や県、関係機関が主催する研修会に参加するとともに、福祉事業所に対しても研修に関する情報提供を行い、福祉サービスや相談業務に関する専門知識の習得など、広く福祉関係者の資質向上に努めます。

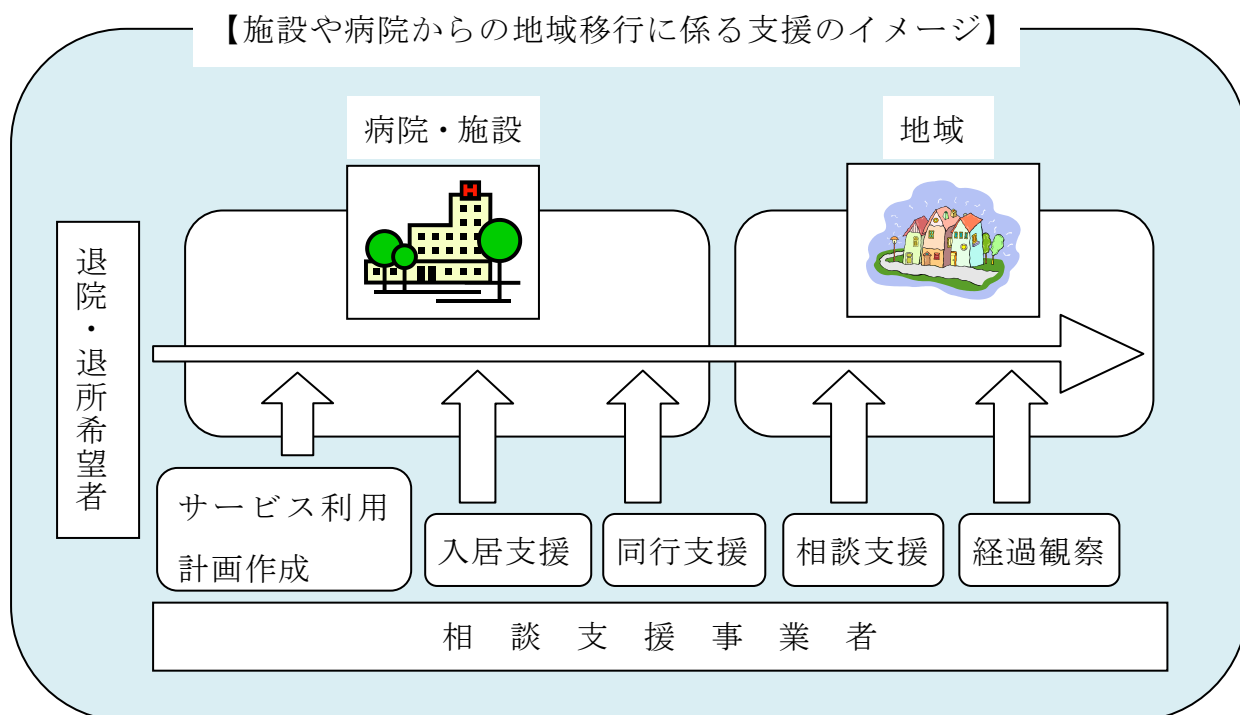
《主な担当：政策室・社会福祉課》

(4) 地域生活への移行推進

①地域生活への移行・定着の支援

- 病院や施設からの地域生活への移行のために個別事情に応じたきめ細かな相談・支援を行うとともに、障がい者が地域の中で安定した生活を営むために本人及び家族などへの継続的な支援体制の整備を図ります。

《主な担当：社会福祉課》



(5) 在宅サービスの充実

①介護支援の充実

- ホームヘルプサービス、訪問入浴サービスなど在宅介護事業について、事業者の参入を促進するとともにサービスの利用を支援します。

《主な担当：社会福祉課》

②日中活動の場の充実

- 障がいの状況や希望に即した日中活動の場を提供できるよう、社会福祉事業者などと連携・協力し、地域活動支援センターの充実などに努めます。

《主な担当：社会福祉課》

③日中一時支援事業の充実

- 家族の急な用事への対応や家族の休息のために安心して利用できる日中一時支援事業を継続して実施するとともに、利用範囲の拡大に取り組みます。

《主な担当：社会福祉課》

④福祉用具等の充実

- 障がいを補い円滑な日常生活や社会生活の営みに役立つよう補装具や日常生活用具の購入・修理の費用を助成し、公費負担の対象については、障がい者の意見を聞きながら検討します。
- 緊急時通報システム端末の貸与や位置情報提供サービスを引き続き実施します。

《主な担当：社会福祉課》

(6) スポーツ・文化活動の推進

①スポーツ活動の充実

- 彩の国ふれあいピックをはじめとする障がい者スポーツ大会の周知を図ります。
- 様々な障がい者スポーツについて競技内容や開催場所を紹介するとともに、体験機会の創出を図り、障がい者がスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。

《主な担当：社会福祉課・スポーツ振興課》

②文化・芸術活動の充実

- 多様な文化・芸術活動の情報提供とPRを行うとともに、発表の場の拡大を図ります。
- 各分野の指導できる人材の発掘により、障がい者が日常的に文化・芸術活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。

《主な担当：社会福祉課・生涯学習課》

テーマ3. 自立した日常生活の支援

障がいのある人が各自の持つ能力を活かして生活することは、生きがいや喜びにつながり、中でも就労は自立のために最も重要な項目の一つです。

(1) 就労の推進

①就労支援体制の充実

- 本市の障がい者就労支援及び就労相談の中核的機能として吉川市障がい者就労支援センターの運営を充実します。
- 自立支援協議会の専門部会として位置付ける就労部会や、越谷地区障害者雇用連絡会議などを通じて関係機関との連携・情報交換を行い、協力して就労希望者の就業、定着の推進を図ります。
- ハローワークが実施する県東地区障害者就職面接会をはじめ、就労機会の増大を図るとともに、求人情報の収集と提供を行います。

《主な担当：社会福祉課》

②就労訓練の充実

- 就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所など、障がい福祉サービス事業所における就労訓練を支援します。

《主な担当：社会福祉課》

③事業者への周知・啓発

- 障がい者雇用についてPRチラシの配布、活用や企業訪問などにより事業者や従業員の偏見と不安を解消し、理解の促進と働きやすい職場環境づくりを進めます。
- トライアル雇用制度やジョブコーチ制度など各種制度の周知・活用によって求人数の増加を図り、障がい者の積極的な雇用を促すことで雇用率の達成を促進します。

《主な担当：社会福祉課》

(2) 住まいの確保

①グループホーム・ケアホームの整備

- グループホーム・ケアホームのニーズについて継続的な把握を行い、規模や立地などについて研究を進めるとともに、地域の理解の促進と共生の実現を図ります。
- 合わせて、整備に向けて社会福祉法人やNPO法人へ運営主体事業者として取り組むよう、情報提供や働きかけを行います。

《主な担当：社会福祉課》

②居宅改善整備費の助成

- 居宅の改造に必要な費用の助成を継続して実施するとともに、制度の周知と情報提供を行います。

《主な担当：社会福祉課》

テーマ4. 保健・医療等の充実

障がいの予防や適切な医療を受けることは健やかな生活を送るために重要です。また、そのためには、医療費の負担を軽減し、医療を受けやすくすることも必要です。

(1) 障がいの予防・早期発見・早期対応

①保健センターの充実

- 母子健康手帳の発行時や母親学級を通して、妊娠中の健康管理の支援に努めます。
- 未熟児や新生児の訪問指導、乳幼児の健康診査を実施するとともに、発育発達相談やオリオン教室で継続的にフォローし、障がいの早期発見・支援に努めます。
- 健康診査の重要性について周知し、受診率の向上に努めます。
- 生活習慣病が重症化し、障がいへとつながらないように、保健指導・栄養指導の充実を図り、自ら生活習慣を改善することができるよう支援します。

《主な担当：健康増進課》

(2) 保健・医療の充実

①精神保健の充実

- 自立支援協議会の専門部会として位置付ける精神部会などにおいて保健所や医療機関との連携強化を図り、個別の状況に適した支援を行うとともに、本人だけでなく家族も含めた相談支援体制について強化を図ります。

《主な担当：社会福祉課・健康増進課》

②医療費負担の軽減

- 重度心身障害者医療費助成制度について、市内医療機関などにおける保険診療の一部自己負担の窓口負担廃止を継続して実施します。

《主な担当：社会福祉課》

③関連機関との連携強化

- 医療機関との連携強化により、専門的な医療機関情報を提供するとともに、かかりつけ医を持つことの重要性についても周知を図ります。
- 医療機関に対して窓口対応や受診時の意思疎通の配慮について情報提供を行い、障がい者が受診しやすい環境づくりを進めます。
- 障害者歯科相談医の周知を進め、障がい者の歯科治療の充実を図ります。

《主な担当：健康増進課》

テーマ5. 障がい児の健やかな成長を支える

障がいのある子どもの健やかな成長のためには、保育・教育の支援充実が不可欠で、また、親や家族の不安を取り除くための相談、専門的なアドバイスも同様に重要です。

(1) 障がい児と家族への支援

①障がい児保育の充実

- 職員研修を実施するなど、保育所や学童保育室への障がい児の受け入れ体制の整備と保育内容の充実を図ります。

《主な担当：子育て支援課》

②障がい児教育の充実

- 小・中学校が吉川市障がい児就学支援委員会と連携し、一人ひとりの状態を把握し、適切な就学相談を推進します。
- 特別支援学級においては、指導の個別化や合同学習、交流教育など指導方法や学習形態を工夫し、指導の充実を図ります。
- 支援籍学習を推進し、特別支援学校に通う児童生徒が、住んでいる地域の学校の児童生徒と一緒に学び、交流する機会を増やします。
- 研修により教員の知識と指導力の向上を図るとともに、児童生徒のニーズにあった教育環境の整備を進めます。

《主な担当：学校教育課》

③障がい児の自立支援

- 障がい児の生活能力向上や集団生活への適応のために、こども発達センターや児童発達支援、放課後等デイサービスの充実を図ります。

《主な担当：社会福祉課・子育て支援課》

④発達障がい児への支援

- 発育発達相談などで発達促進、発達支援に継続して取り組むとともに、発達支援サポーターなどの人材を育成し、専門的な見地から保育や教育の場の充実を図ります。

《主な担当：社会福祉課・子育て支援課・健康増進課・学校教育課》

⑤親や家族への相談支援

- 障がい児の保育や教育、家庭での問題などの相談に的確に対応できるよう関係部署で連携を図った相談支援体制の整備を行うとともに、子育て支援センターの充実や当事者の交流支援により、親や家族の不安や疑問の解消に取り組めます。

《主な担当：社会福祉課・子育て支援課・学校教育課》

テーマ6. 安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を営むためには、生活環境の整備が大切です。

また、災害時をはじめとする緊急時への備えについても課題が浮き彫りとなりました。いつ起こるかわからない災害などに対して地域での支え合いと十分な備えが必要です。

(1) バリアフリーのまちづくり

①道路やまちのバリアフリー化

- 視覚障がい者誘導ブロックを適切に敷設します。商店の看板やのぼり、放置自転車などにより歩行者道路がふさがれることがないように、啓発と注意喚起を進めます。

《主な担当：都市計画課・道路公園課》

②公共施設のバリアフリー化

- 埼玉県福祉のまちづくり条例などに基づき、すべての人にやさしいまちづくりの推進を図ります。
- 公共施設職員の障がい者への理解を深め、利用しやすい施設環境の整備促進に努めます。

《主な担当：社会福祉課・建築課》

③交通機関のバリアフリー化

- 市内運行バスのノンステップバス導入を支援するとともに、駅の周辺についてもバリアフリー化を促進します。

《主な担当：政策室》

④情報のバリアフリー化

- 誰もが必要な情報を受け取れるよう受け手の立場に立って情報の発信方法を工夫します。声の広報については、より利便性の高い方法を研究してまいります。

《主な担当：政策室・社会福祉課》

(2) 防犯対策の推進

①地域の防犯活動の推進

- 地域ぐるみの防犯活動を支援し、障がい者に対する地域での支援体制の整備を図ります。

《主な担当：市民安全課》

②防犯意識の醸成

- 吉川警察署や防犯協会などと連携し、防犯意識の高揚と啓発を図ります。

《主な担当：市民安全課》

③緊急時通報体制の充実

- ファックス110番、メール110番の周知を図るとともに、緊急通報システムの普及を促進します。

《主な担当：社会福祉課・市民安全課》

(3) 防災対策の推進

①福祉避難所の整備

- 通常の避難所では生活を営むことが困難な障がい者のために、福祉避難所の整備を、福祉施設との協議のもと推進します。
- また、避難所においては、障がいの状態に応じてバリアフリーや個室環境整備にも配慮し、また、どのような障がいの方にも情報伝達が行える環境整備を進めます。

《主な担当：市民安全課》

②地域の防災対策の推進

- 施設や事業者も含めた地域ぐるみの防災意識の高揚に努めるとともに、障がい者の地域での防災訓練への参加を促進し、また、防災訓練において障がい者の避難支援に取り組んでいきます。

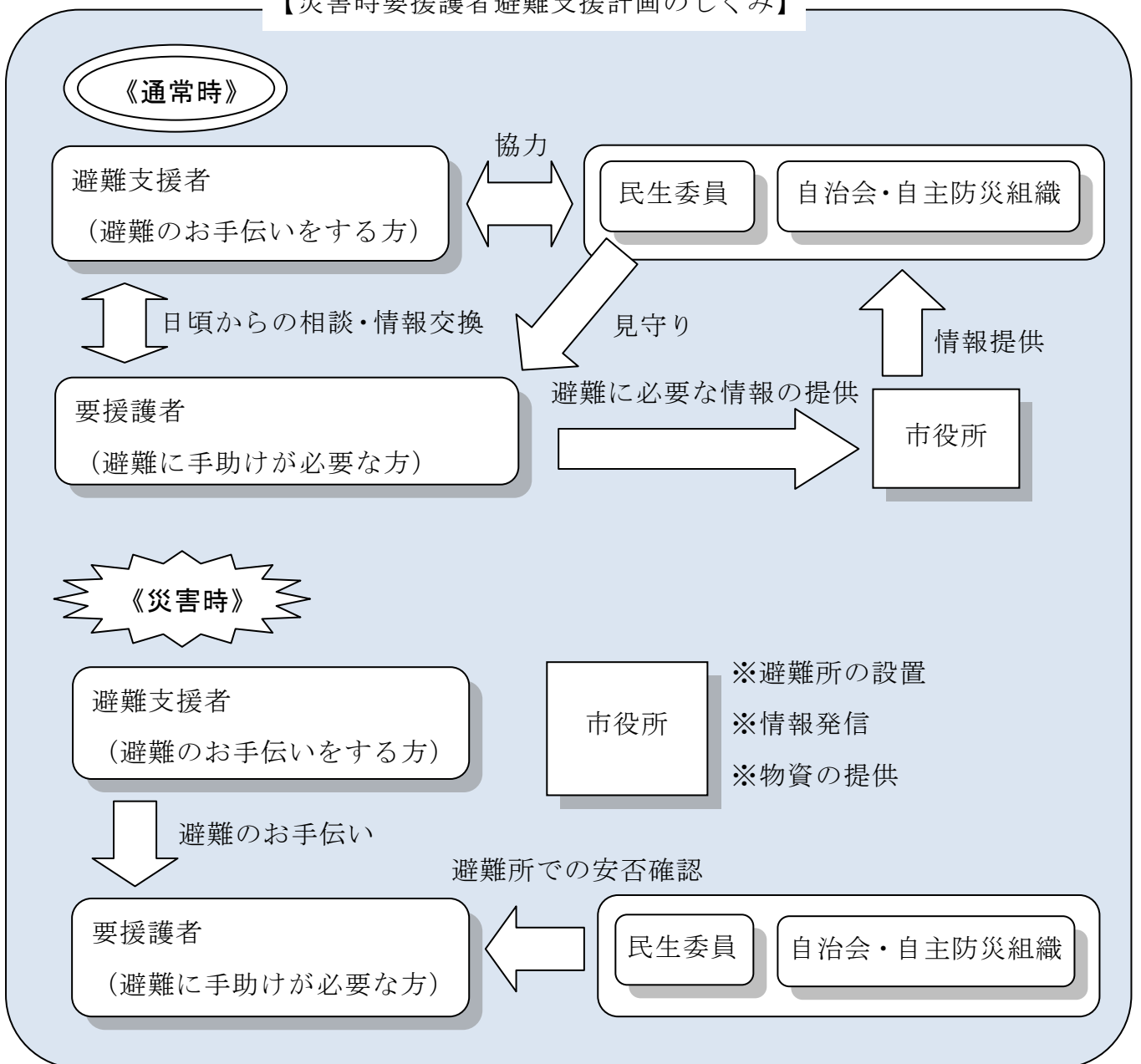
《主な担当：市民安全課》

③ 緊急時の避難支援

- 緊急時の情報受発信方法については、安全・安心メールやファックス119番などの周知を図るとともに、他の有効な方法についても研究します。
- 「災害時要援護者避難支援計画」の周知、避難支援者の登録を促進し、災害時の障がい者の避難支援及び安否確認を円滑に行います。

《主な担当：社会福祉課・市民安全課》

【災害時要援護者避難支援計画のしくみ】



第4章 計画の推進

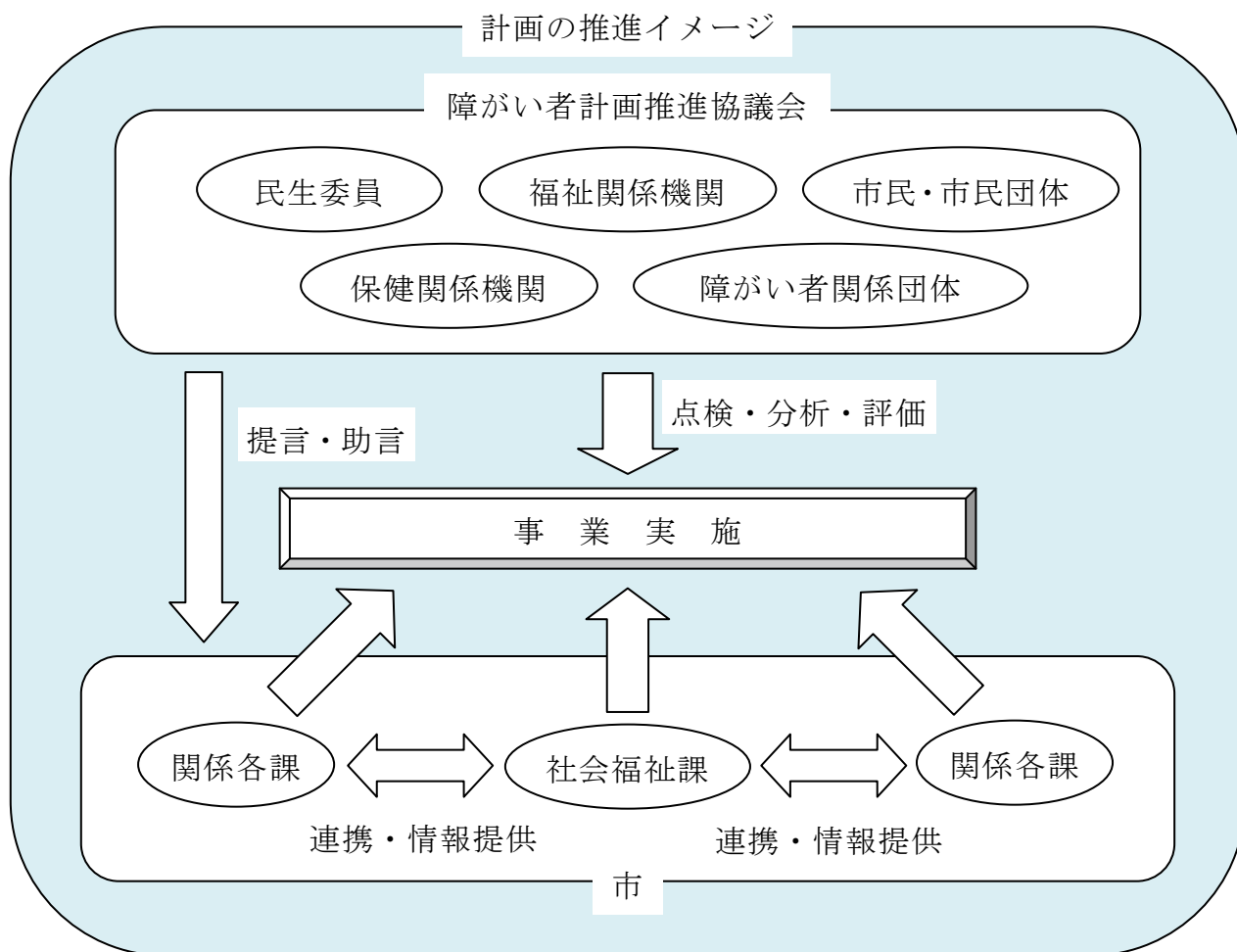


1 吉川市障がい者計画推進協議会の設置

市民や関係機関の代表などで構成する吉川市障がい者計画推進協議会を設置し、計画の実施状況を把握し、分析・評価するとともに、実効性のある施策の実現に向けた提言を行うなど、本計画の継続的な推進に取り組みます。

2 関係機関等の連携体制の強化

本計画の推進のために、各分野の関係機関との連絡体制を充実し、連携を強化するとともに、総合的に計画を推進していくために、関係各課をはじめとした全庁的な取り組みを進めます。



第 5 章 參考資料



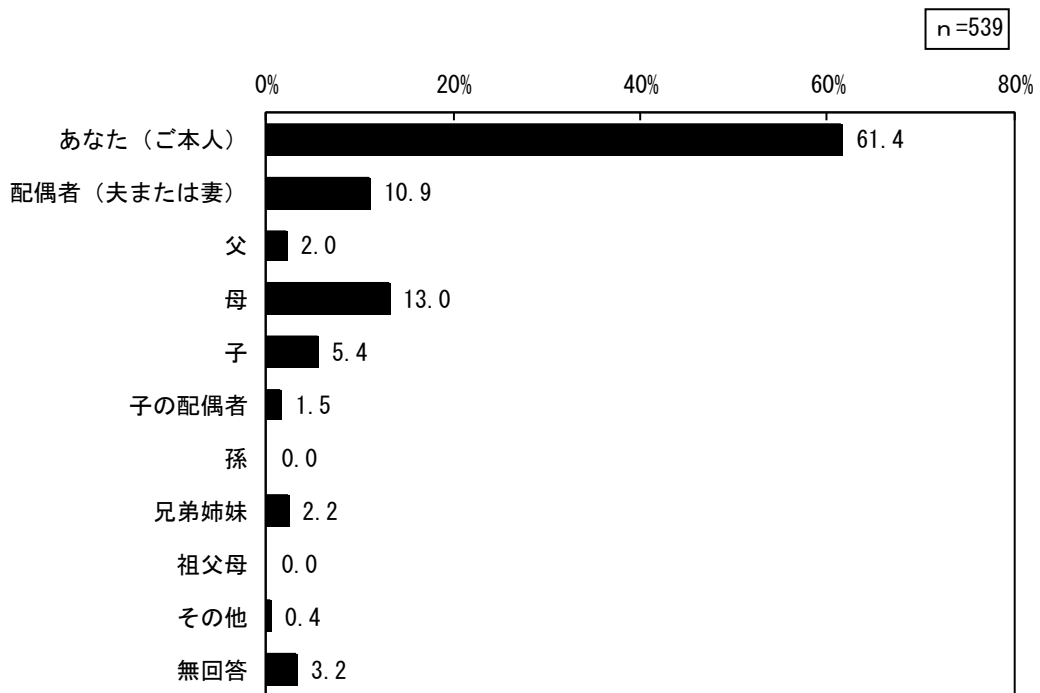
1 アンケート結果

注：グラフの数値は「回答者総数に対する回答者割合 (%)」(小数第2位以下を四捨五入)、
nは「回答者総数」を示しています。

(1) 回答者の属性、同居家族、介助状況

①アンケートの回答者

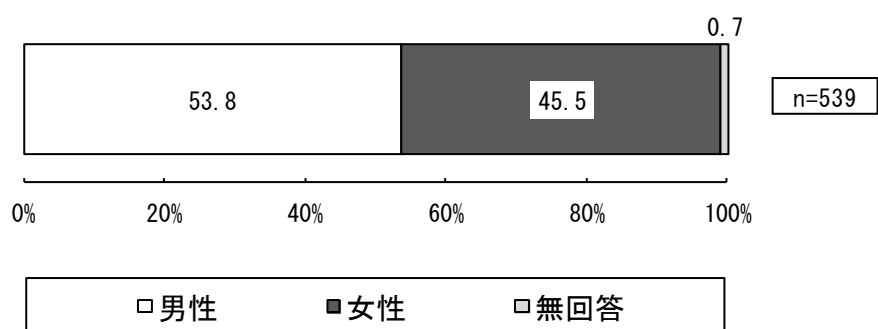
本人の回答が6割です。



項目	回答数	%
あなた(ご本人)	331	61.4
母	70	13.0
配偶者(夫または妻)	59	10.9
子	29	5.4
兄弟姉妹	12	2.2
父	11	2.0
子の配偶者	8	1.5
孫	0	0.0
祖父母	0	0.0
その他	2	0.4
無回答	17	3.2

②性別

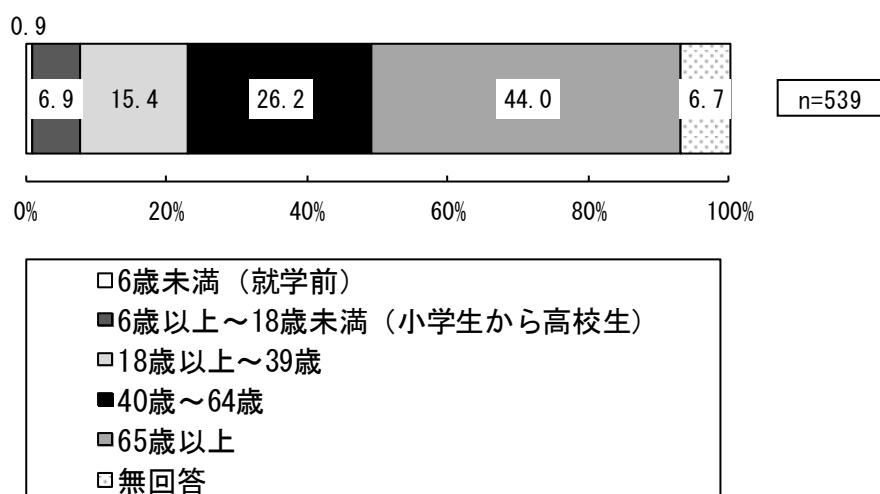
男性が5割、女性が4割半ばです。



項目	回答数	%
男性	290	53.8
女性	245	45.5
無回答	4	0.7

③年齢

65歳以上が4割半ばと最も多く、40～64歳が続きます。



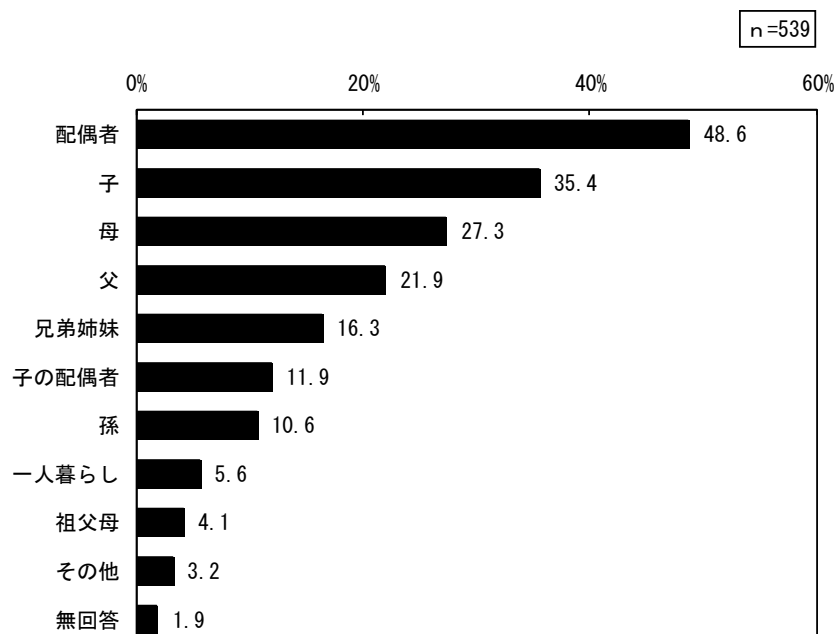
障がい別で見ると、身体・精神障がい者は40歳以上が多く、知的障がい者は子どもから壮年期が多くなっています。

区分	回答者	6歳未満	6～18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	無回答
身体障がい者 精神障がい者	432人	0.5%	2.1%	6.5%	29.6%	54.4%	6.9%
知的障がい者	107人	2.8%	26.2%	51.4%	12.1%	1.9%	5.6%

項目	回答数	%
6歳未満 (就学前)	5	0.9
6歳以上～18歳未満 (小学生から高校生)	37	6.9
18歳以上～39歳	83	15.4
40歳～64歳	141	26.2
65歳以上	237	44.0
無回答	36	6.7

④同居の家族（複数回答）

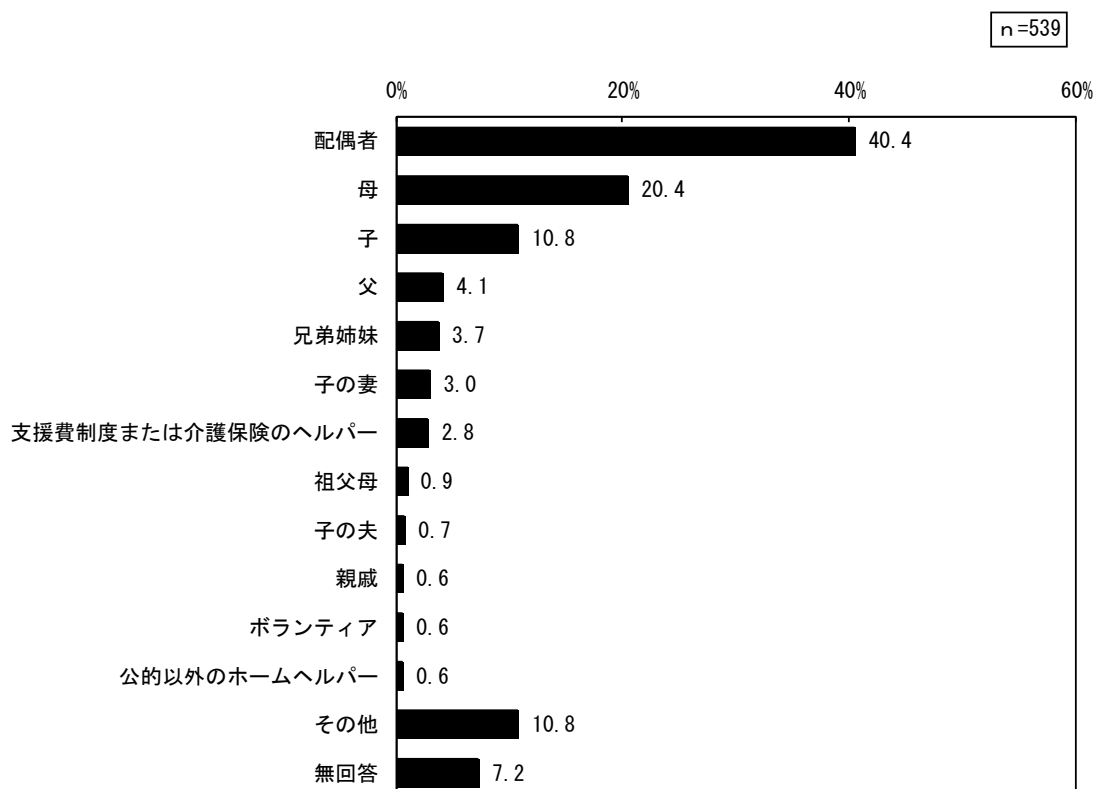
配偶者との同居が5割近くと最も多く、次いで、子、母、父などが続きます。



項目	回答数	%
配偶者	262	48.6
子	191	35.4
母	147	27.3
父	118	21.9
兄弟姉妹	88	16.3
子の配偶者	64	11.9
孫	57	10.6
一人暮らし	30	5.6
祖父母	22	4.1
その他	17	3.2
無回答	10	1.9

⑤おもな介助者（複数回答）

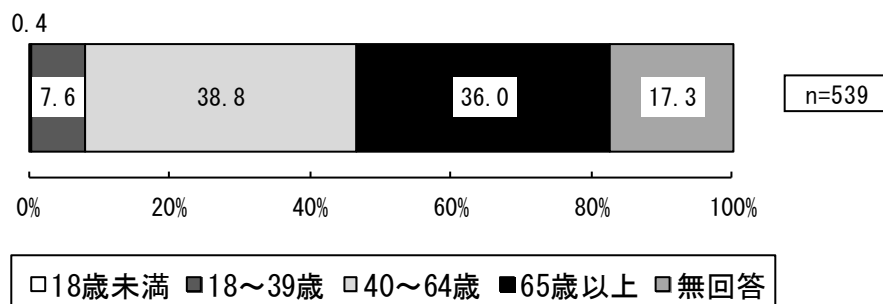
配偶者が4割と最も多く、次いで、母、子などが続きます。



項目	回答数	%
配偶者	218	40.4
母	110	20.4
子	58	10.8
父	22	4.1
兄弟姉妹	20	3.7
子の妻	16	3.0
公的制度のホームヘルパー	15	2.8
祖父母	5	0.9
子の夫	4	0.7
親戚	3	0.6
ボランティア	3	0.6
公的以外のホームヘルパー	3	0.6
その他	58	10.8
無回答	39	7.2

⑥おもな介助者の年齢

40～64歳、65歳以上がそれぞれ3割半ばと、最も多くなっています。

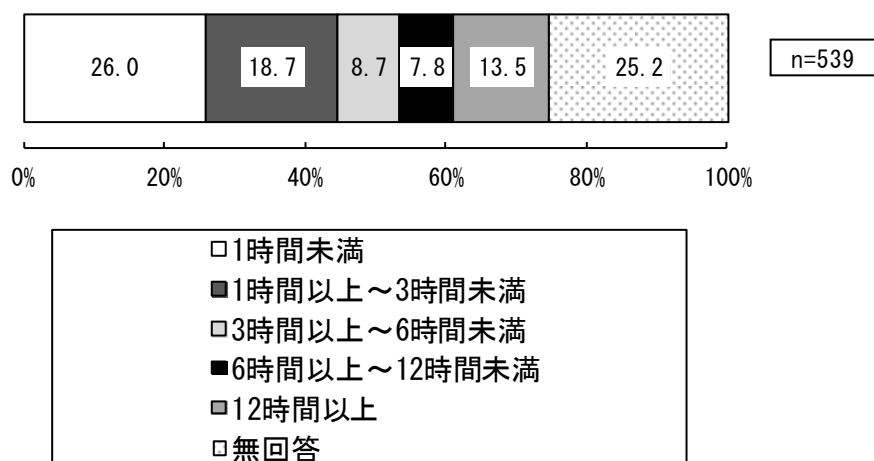


項目	回答数	%
18歳未満	2	0.4
18～39歳	41	7.6
40～64歳	209	38.8
65歳以上	194	36.0
無回答	93	17.3

⑦ 1日平均の介助時間

1時間未満が2割半ばと最も多く、1時間以上3時間未満が続きます。

また、介助時間が12時間以上は1割強となっています。

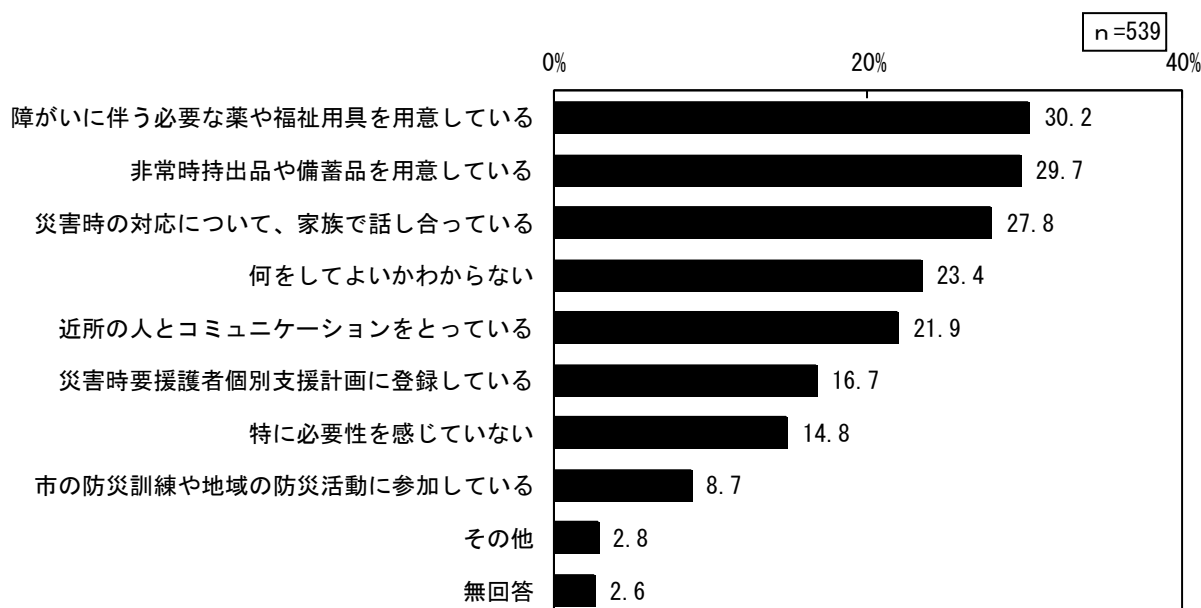


項目	回答数	%
1時間未満	140	26.0
1時間以上～3時間未満	101	18.7
3時間以上～6時間未満	47	8.7
6時間以上～12時間未満	42	7.8
12時間以上	73	13.5
無回答	136	25.2

(2) 災害時に備えに対する意識

①災害時に備え、日頃から心がけていること（複数回答）

必要な薬や福祉用具の用意、非常時持出品や備蓄品の用意、災害時の対応についての家族との話し合いなどを上位に挙げています。一方、4割近くが、何をしてもよいかわからない、特に必要性を感じていないと回答しています。



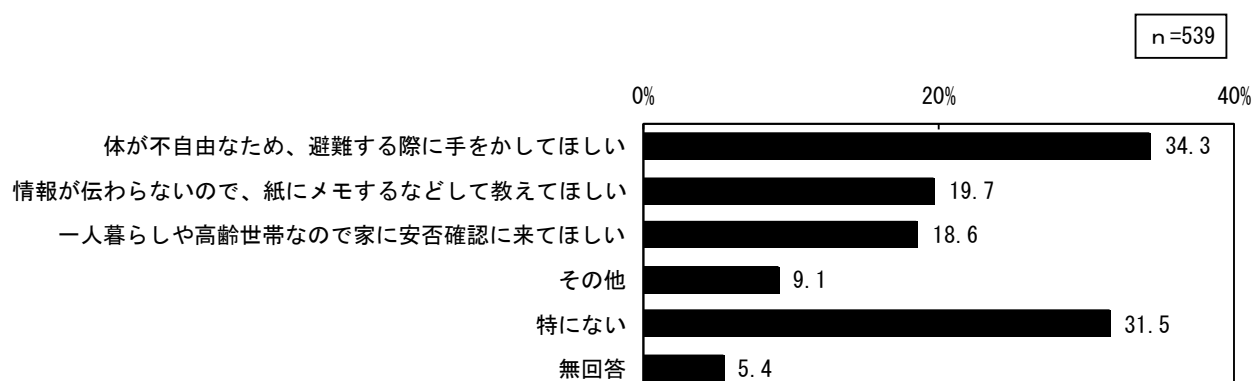
障がい別で見ると、身体・精神障がい者は全体結果とほぼ同じですが、知的障がい者では「何をしてもよいかわからない」が第1位になっており、災害時の備えに対する支援の必要性がより高いと考えられます。

区分	第1位	第2位	第3位
身体障がい者 精神障がい者	障がいに伴う必要な薬や福祉用具を用意している 34.0%	非常時持出品や備蓄品を用意している 30.3%	災害時の対応について、家族で話し合っている 27.8%
知的障がい者	何をしてもよいかわからない 35.5%	災害時の対応について、家族で話し合っている 28.0%	非常時持出品や備蓄品を用意している 27.1%

項目	回答数	%
障がいに伴う必要な薬や福祉用具を用意している	163	30.2
非常時持出品や備蓄品を用意している	160	29.7
災害時の対応について、家族で話し合っている	150	27.8
何をしてよいかわからない	126	23.4
近所の人とコミュニケーションをとっている	118	21.9
災害時要援護者個別支援計画に登録している	90	16.7
特に必要性を感じていない	80	14.8
市の防災訓練や地域の防災活動に参加している	47	8.7
その他	15	2.8
無回答	14	2.6

②災害時、周りの人に協力してほしいこと（複数回答）

協力してほしいことを挙げた方の中では、避難する際に手をかしてほしいが最も多くなっています。

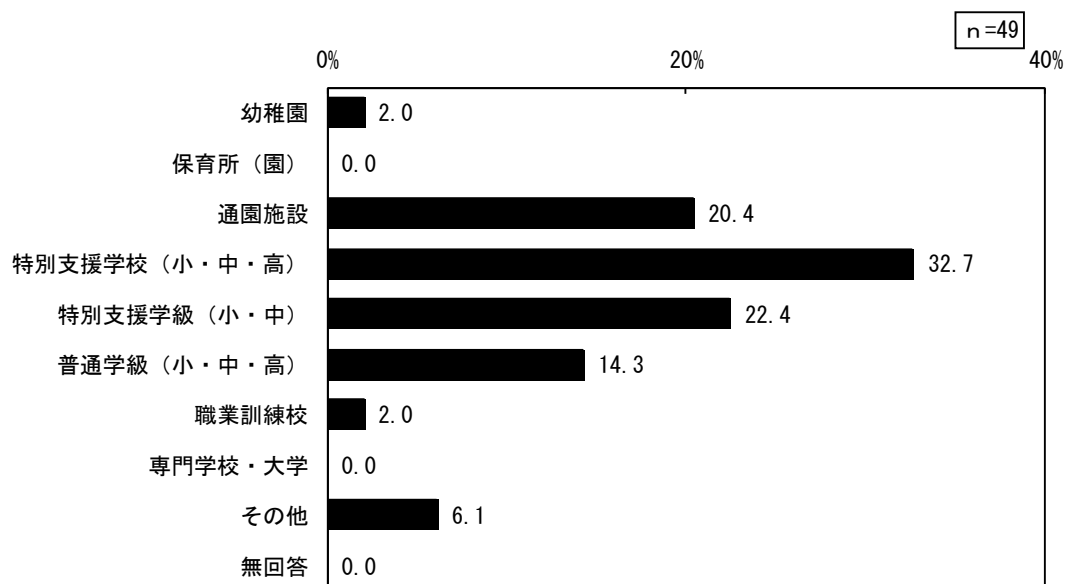


項目	回答数	%
体が不自由なため、非難する際に手をかしてほしい	185	34.3
情報が伝わらないので、紙にメモするなどして教えてほしい	106	19.7
一人暮らしや高齢世帯なので家に安否確認に来てほしい	100	18.6
その他	49	9.1
特にない	170	31.5
無回答	29	5.4

(3) 通園・通学に関する意識

①通学先

特別支援学校（小・中・高）、特別支援学級（小・中）、通園施設の方が多く回答しています。

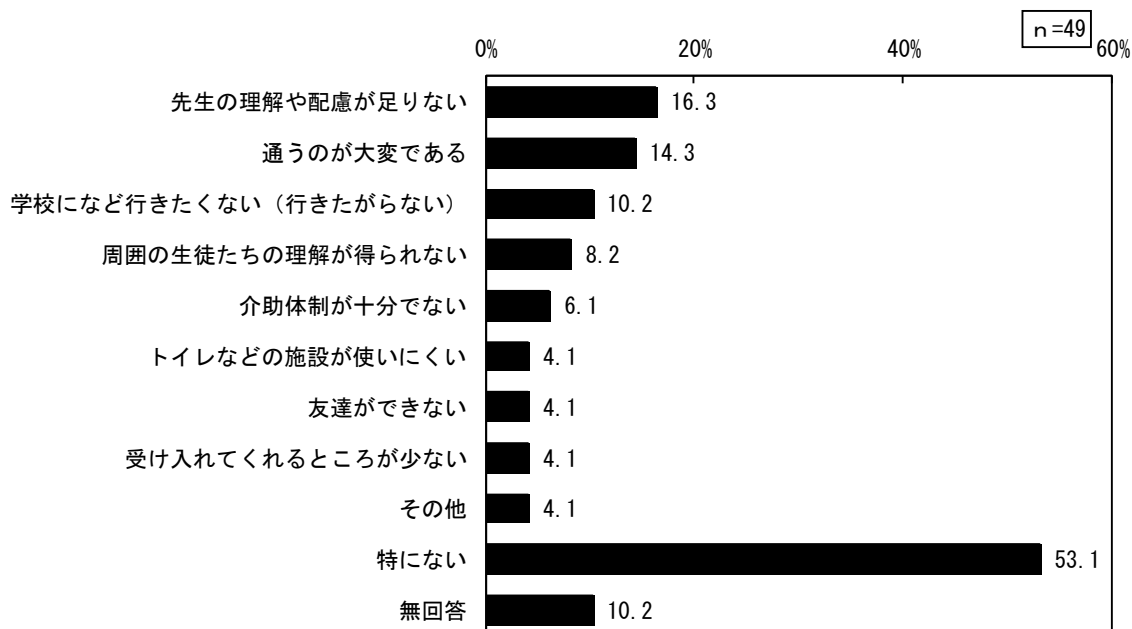


注：通園・通学（職業訓練・生活訓練を含む）の方（49人）の回答

項目	回答数	%
幼稚園	1	2.0
保育所(園)	0	0.0
通園施設	10	20.4
特別支援学校(小・中・高)	16	32.7
特別支援学級(小・中)	11	22.4
普通学級(小・中・高)	7	14.3
職業訓練校	1	2.0
専門学校・大学	0	0.0
その他	3	6.1
無回答	0	0.0

②通学して困ること（複数回答）

困ることを挙げた方の中では教職員の理解（先生の理解や配慮が足りない）、通学自体の困難さ（通うのが大変）などを比較的多く挙げています。



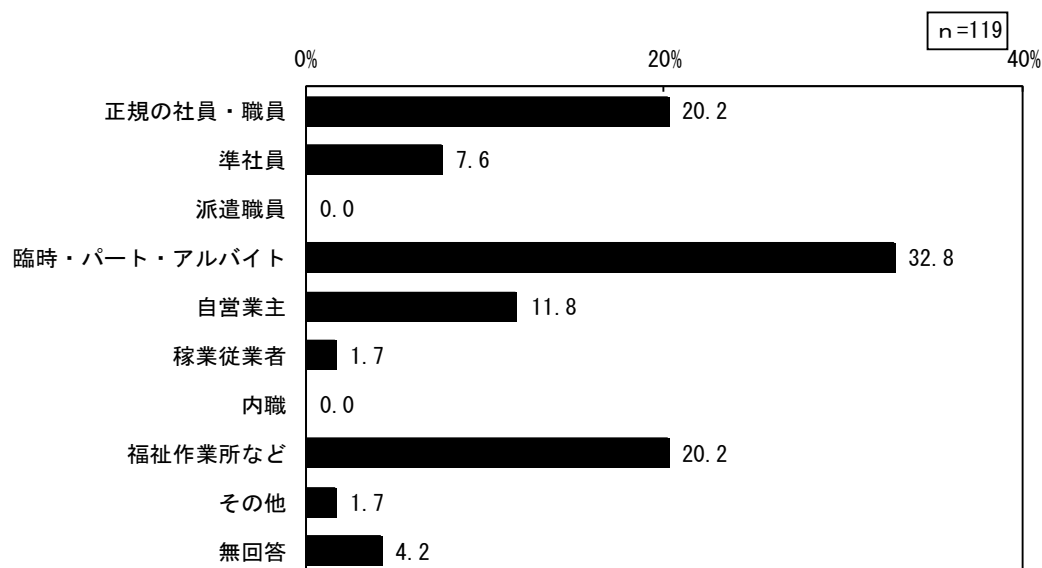
注：通園・通学（職業訓練・生活訓練を含む）の方（49人）の回答

項目	回答数	%
先生の理解や配慮が足りない	8	16.3
通うのが大変である	7	14.3
学校になど行きたくない（行きたがらない）	5	10.2
周囲の生徒たちの理解が得られない	4	8.2
介助体制が十分でない	3	6.1
トイレなどの施設が使いにくい	2	4.1
友達ができない	2	4.1
受け入れてくれるところが少ない	2	4.1
その他	2	4.1
特にない	26	53.1
無回答	5	10.2

(4) 仕事に関する意識

① 就業形態

臨時・パート・アルバイト、正規社員・職員、福祉作業所などの方が多く回答しています。

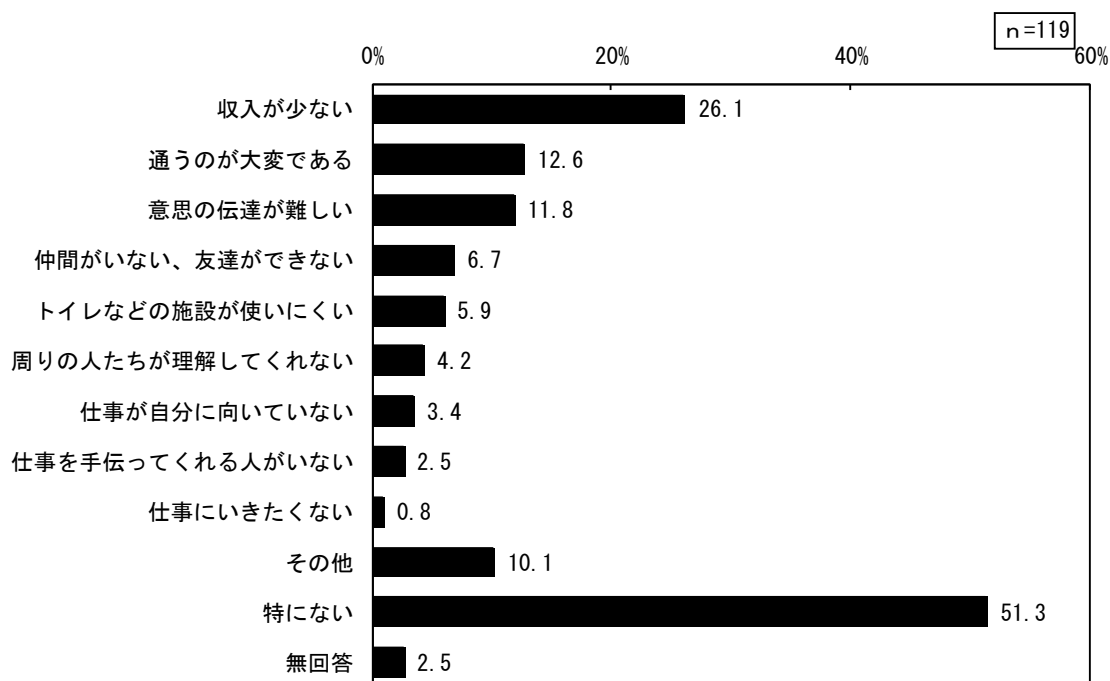


注：仕事に就いている（作業所を含む）方（119人）の回答

項目	回答数	%
正規の社員・職員	24	20.2
準社員	9	7.6
派遣職員	0	0.0
臨時・パート・アルバイト	39	32.8
自営業主	14	11.8
稼業従業者	2	1.7
内職	0	0.0
福祉作業所など	24	20.2
その他	2	1.7
無回答	5	4.2

②仕事での不安や不満（複数回答）

不安や不満を挙げた方の中では、報酬（収入が少ない）、通勤自体の困難さ（通うのが大変）、コミュニケーションの悩み（意思の伝達が難しい）などを比較的多く挙げています。

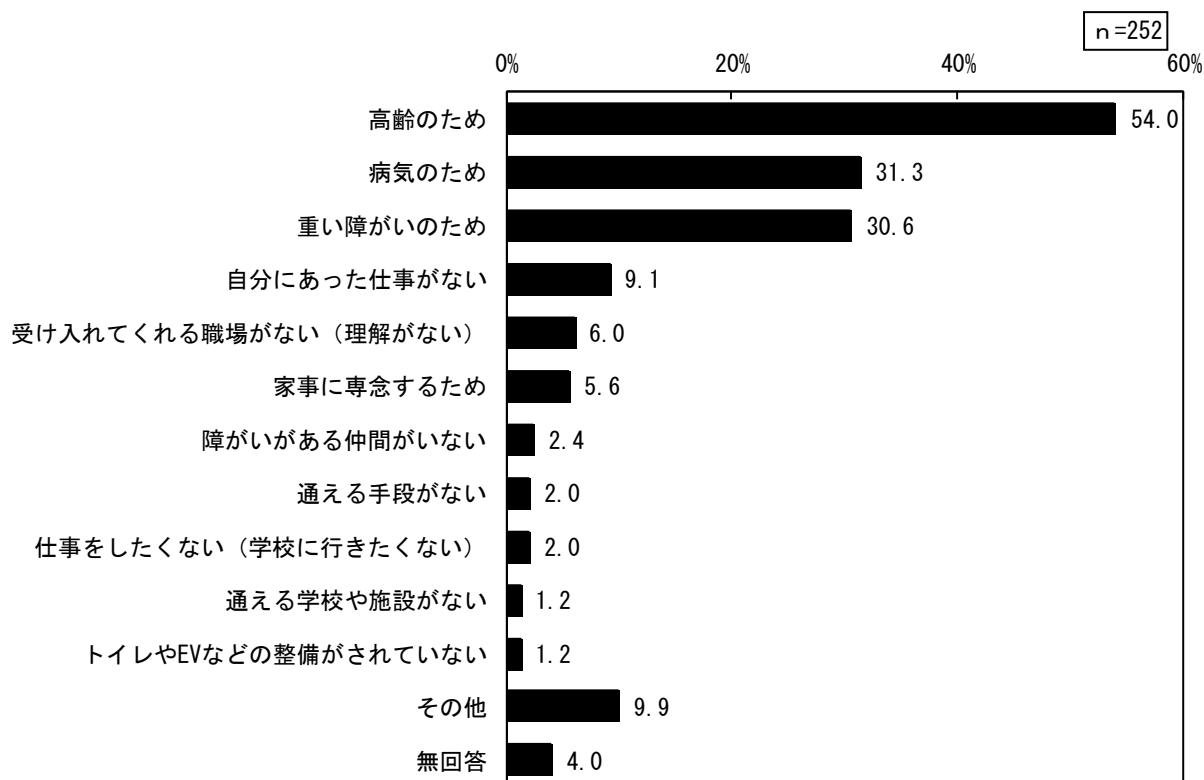


注：仕事に就いている（作業所を含む）方（119人）の回答

項目	回答数	%
収入が少ない	31	26.1
通うのが大変である	15	12.6
意思の伝達が難しい	14	11.8
仲間がいない、友達ができない	8	6.7
トイレなどの施設が使いにくい	7	5.9
周りの人たちが理解してくれない	5	4.2
仕事が自分に向いていない	4	3.4
仕事を手伝ってくれる人がいない	3	2.5
仕事にいきたくない	1	0.8
その他	12	10.1
特にない	61	51.3
無回答	3	2.5

③就学・就労していない理由（複数回答）

年齢（高齢）、健康状態（病気）、障がいの程度（重い障がい）などを、就学・就労していないおもな理由に挙げています。



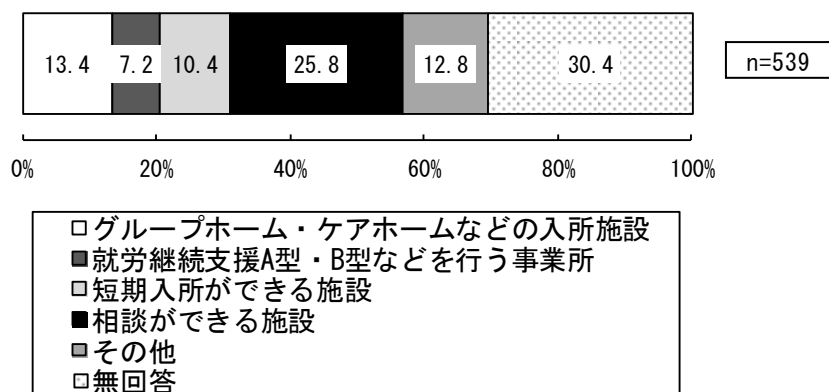
注：就学、就労、定期的に外出している方以外（252人）の回答

項目	回答数	%
高齢のため	136	54.0
病気のため	79	31.3
重い障がいのため	77	30.6
自分にあった仕事がない	23	9.1
受け入れてくれる職場がない（理解がない）	15	6.0
家事に専念するため	14	5.6
障がいがある仲間がいない	6	2.4
通える手段がない	5	2.0
仕事をしたくない（学校に行きたくない）	5	2.0
通える学校や施設がない	3	1.2
トイレやEVなどの整備がされていない	3	1.2
その他	25	9.9
無回答	10	4.0

(5) 福祉サービスに関する意識

①不足していると思う福祉サービス

相談機関（相談ができる施設）を最も望んでいます。それ以外のサービスにも一定の要望があります。

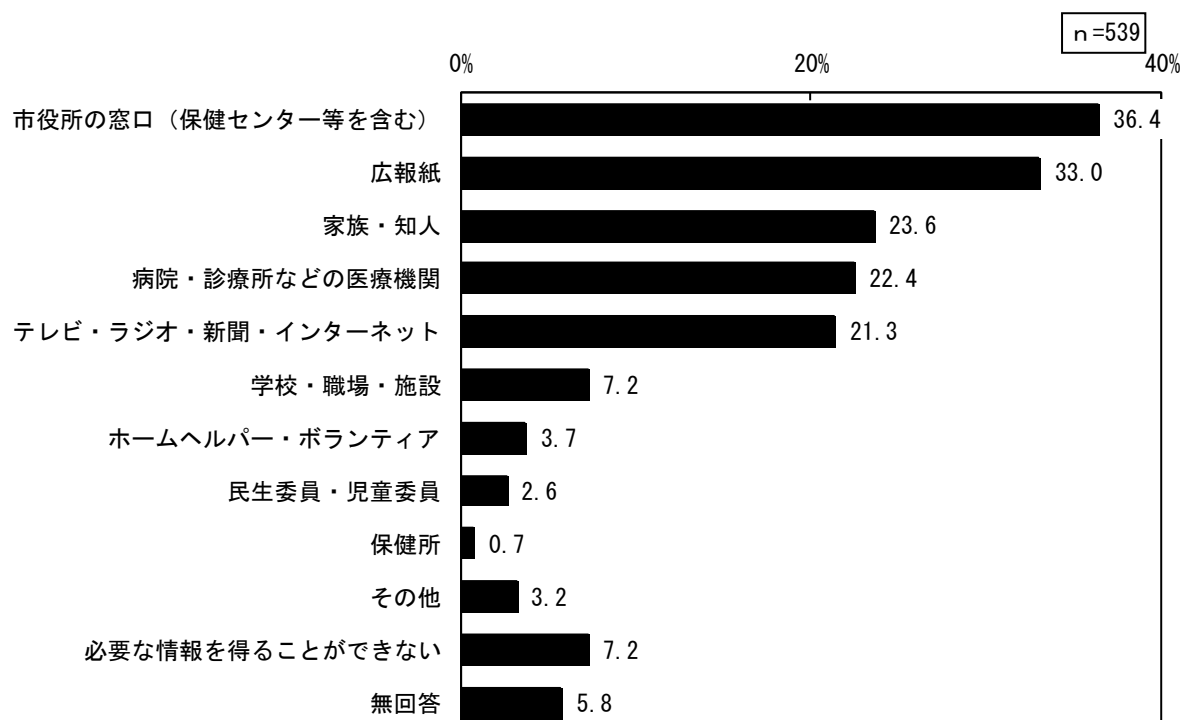


項目	回答数	%
グループホーム・ケアホームなどの入所施設	72	13.4
就労継続支援 A 型・B 型などを行う事業所	39	7.2
短期入所ができる施設	56	10.4
相談ができる施設	139	25.8
その他	69	12.8
無回答	164	30.4

②福祉に関する情報源（複数回答）

市役所の窓口や保健センター、広報紙など市役所から多くの人が情報を得ていることがわかります。

また、身近な人（家族・知人）、専門機関（病院・診療所などの医療機関）、メディア媒体（テレビ・ラジオ・新聞・インターネット）などからも入手しています。



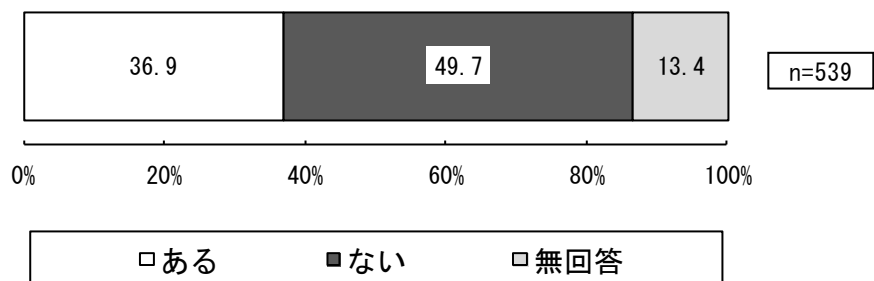
項目	回答数	%
市役所の窓口（保健センター等を含む）	196	36.4
広報紙	178	33.0
家族・知人	127	23.6
病院・診療所などの医療機関	121	22.4
テレビ・ラジオ・新聞・インターネット	115	21.3
学校・職場・施設	39	7.2
ホームヘルパー・ボランティア	20	3.7
民生委員・児童委員	14	2.6
保健所	4	0.7
その他	17	3.2
必要な情報を得ることができない	39	7.2
無回答	31	5.8

- ③福祉サービスに対する意見・要望（おもな意見を掲載）
- 専門的（個々の障がい）な情報の不足
 - 心の悩みを相談できる人・機関の不足
 - 気軽に相談できる場所・カウンセラーを充実して欲しい
 - 経済的援助の充実、費用負担の軽減
 - 日常生活における細々とした用事への手伝いをして欲しい
 - 地域活動支援センターに精神用の通所施設を増やして欲しい。
 - 市業務の障害者への配慮不足
 - 病院、リハビリセンターを整備して欲しい
 - 災害時の安否確認、備蓄品の充実、救急センターの情報提供
 - 就労支援事業所を設置して欲しい
 - 障がい者の働く場所を充実して欲しい
 - 子どもの就学などの情報提供や相談できる場所が欲しい
 - 学童保育や一時預かりの施設と送迎バスを整備して欲しい
 - ケアホームなど居住施設を充実して欲しい

(6) 障がいのある人への理解に関する意識

①障がい者への差別・偏見の有無

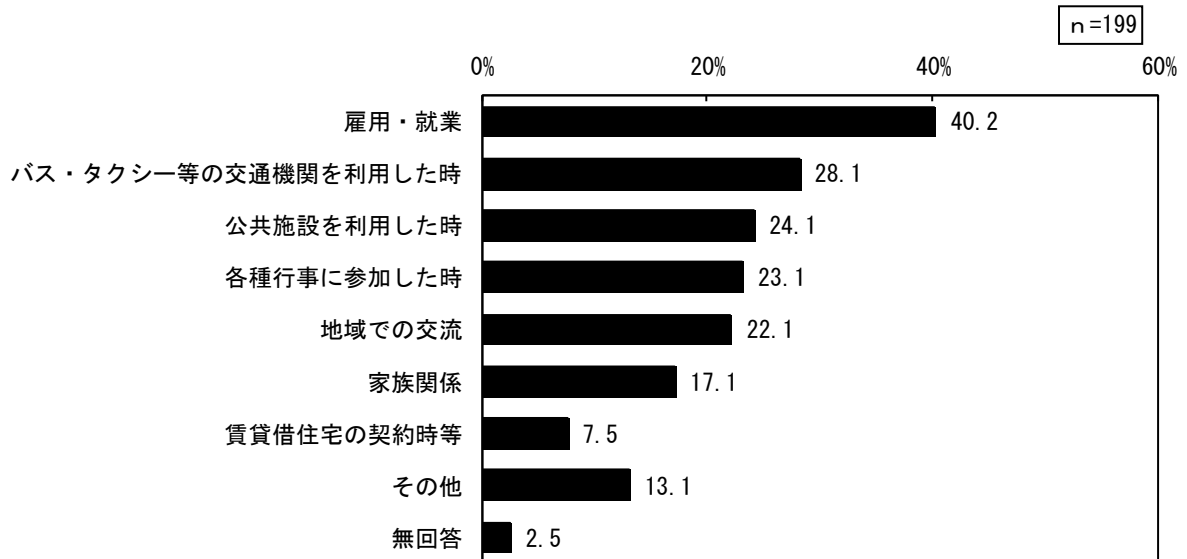
障がい者への差別・偏見があると回答した方は3割半ばです。



項目	回答数	%
ある	199	36.9
ない	268	49.7
無回答	72	13.4

②差別・偏見の経験した場面（複数回答）

仕事（雇用・就業）や交通機関（バス・タクシー等の交通機関の利用時）、公共施設（公共施設の利用時）、行事（各種行事に参加した時）などの場面を上位に挙げています。

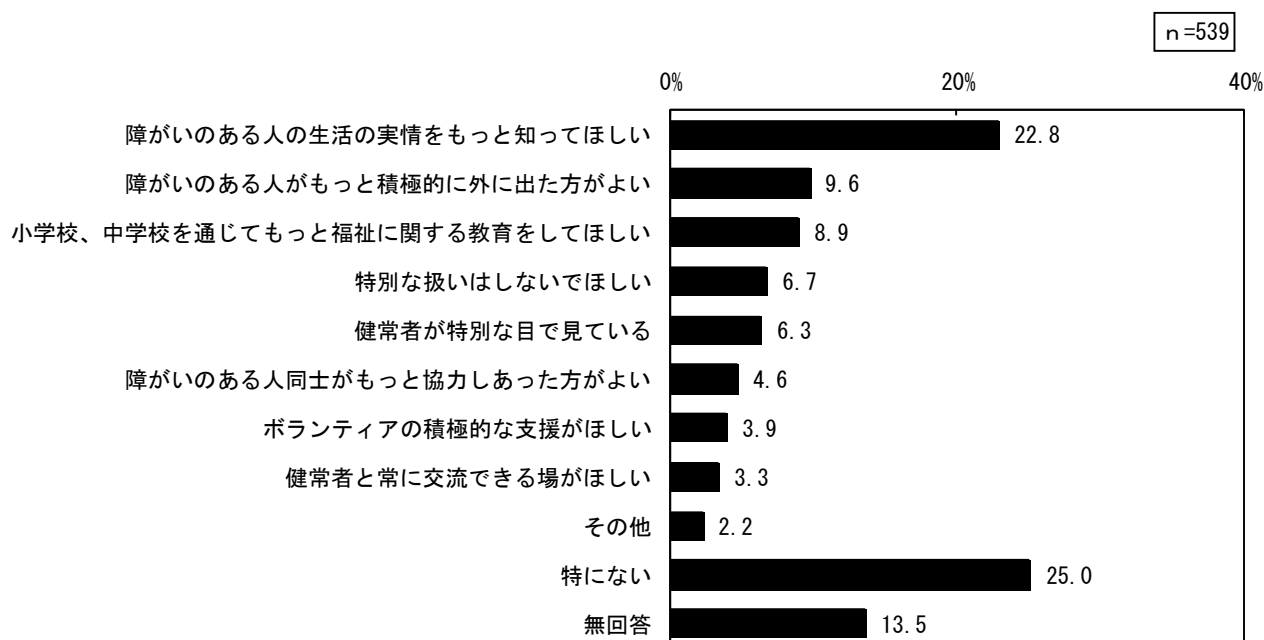


注：差別・偏見があると回答した方（199人）の回答

項目	回答数	%
雇用・就業	80	40.2
バス・タクシー等の交通機関を利用した時	56	28.1
公共施設を利用した時	48	24.1
各種行事に参加した時	46	23.1
地域での交流	44	22.1
家族関係	34	17.1
賃貸借住宅の契約時等	15	7.5
その他	26	13.1
無回答	5	2.5

③日頃生活していて感じること（複数回答）

感じることを挙げた方の中では、障がいのある人の生活の実情をもっと知ってほしいが最も多くなっています。



項目	回答数	%
障がいのある人の生活の実情をもっと知ってほしい	123	22.8
障がいのある人がもっと積極的に外に出た方がよい	52	9.6
小学校、中学校を通じてもっと福祉に関する教育をしてほしい	48	8.9
特別な扱いはしないでほしい	36	6.7
健常者が特別な目で見ている	34	6.3
障がいのある人同士がもっと協力しあった方がよい	25	4.6
ボランティアの積極的な支援がほしい	21	3.9
健常者と常に交流できる場がほしい	18	3.3
その他	12	2.2
特にない	135	25.0
無回答	73	13.5

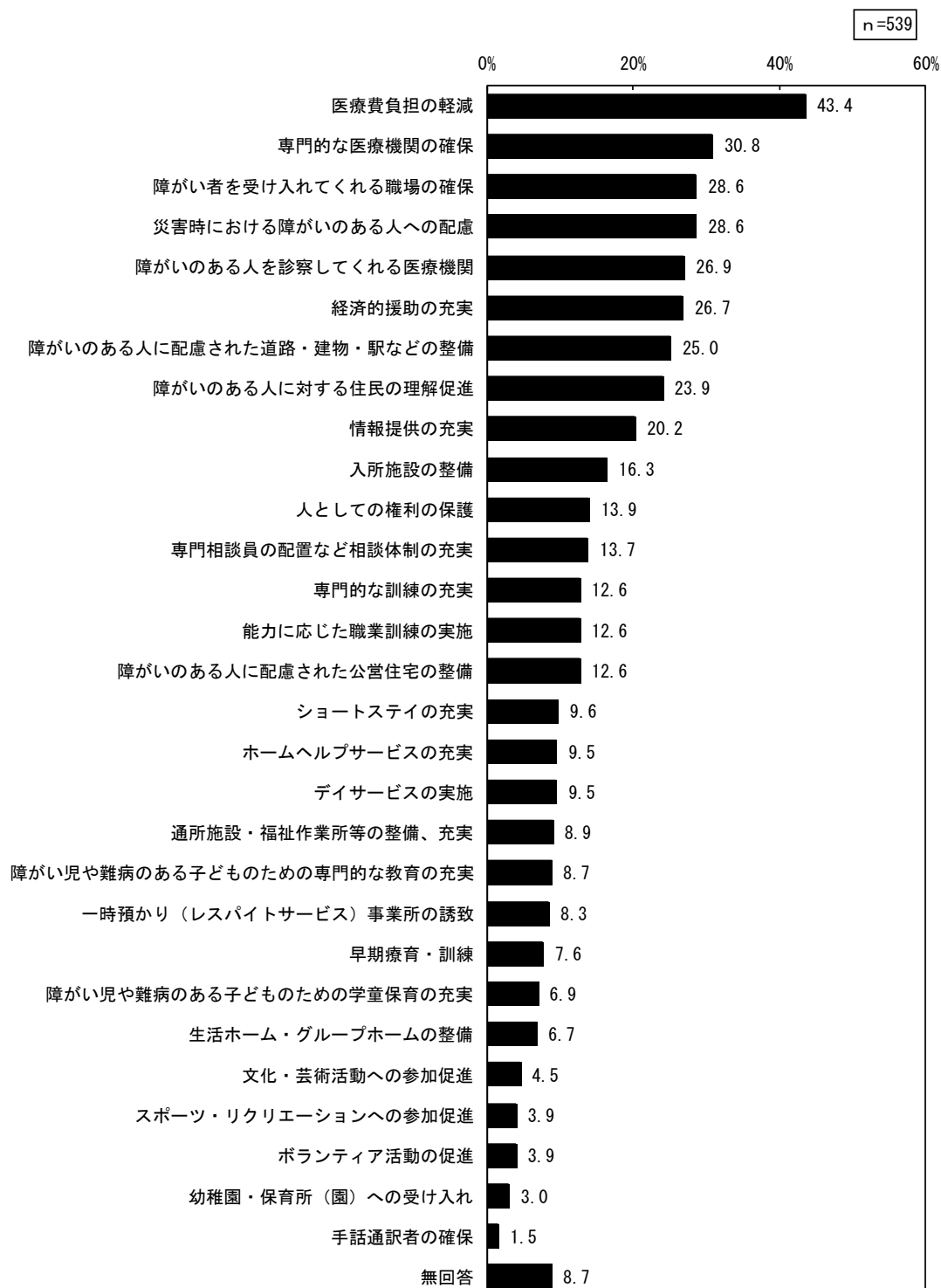
④障がい者への理解についての意見・要望（おもな意見を掲載）

- 市民の障がいに関する意識の高揚、健常者の意識がもっと変わってほしい
- 施設などの障がい者駐車スペースについて理解されていない
- ヘルパーができる仕事の範囲を拡大して欲しい
- 経済的援助の充実や費用負担の軽減を望む
- 高機能自閉症やアスペルガー症候群などの子ども、自分を責めて苦しんでいることを理解して欲しい
- 学校を通じて福祉に関する教育をして欲しい
- 健常者との交流がもっとできるようにして欲しい
- 障がいのある人を理解し診察してくれる医療機関が増えると良い
- 公共の場で声をあげるなどした時、奇異の目で見られる事が気になる

(7) これからの重点的な取り組み

① 住みよいまちのための重点的な取り組み（複数回答）

医療環境（医療費負担の軽減、専門的な医療機関の確保、障がいのある人を診察する医療機関）を上位に挙げています。さらに、雇用・就労環境（障がい者を受け入れてくれる職場の確保）、緊急時の対応（災害時における障がいのある人への配慮）なども挙げています。



障がい別でみると、身体・精神障がい者は医療環境の充実、災害時の支援を強く望んでいます。

知的障がい者は医療環境に加えて、雇用・就労環境の充実や障がいへの理解促進も強く望んでいます。

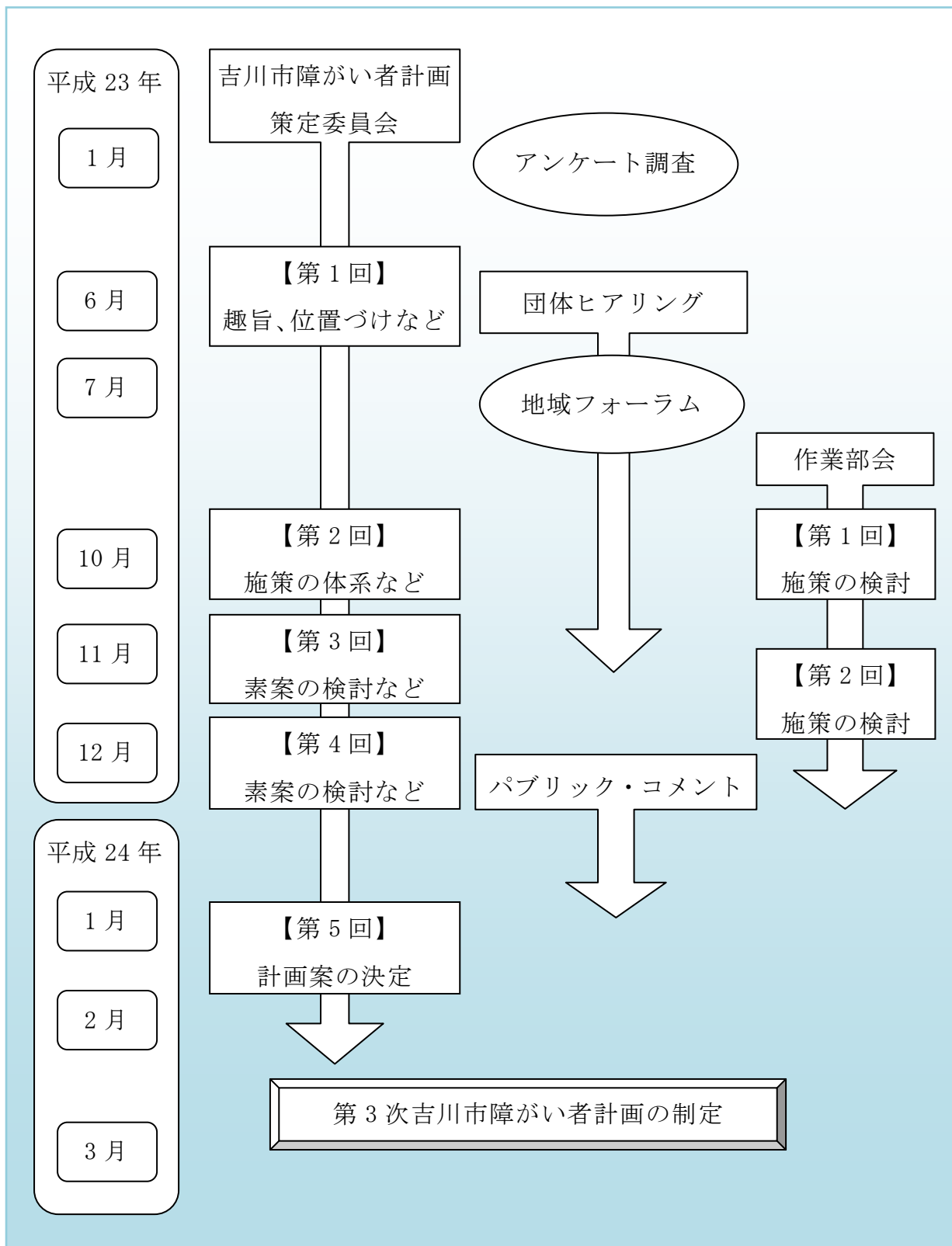
区分	第1位	第2位	第3位
身体障がい者 精神障がい者	医療費負担の軽減	専門的な医療機関の確保	災害時における障がい者への配慮
	47.7%	33.3%	28.6%
知的障がい者	障がい者を受け入れてくれる職場の確保	障がい者を診察してくれる医療機関	障がい者に対する住民の理解促進
	38.3%	33.6%	32.7%

項目	回答数	%
医療費負担の軽減	234	43.4
専門的な医療機関の確保	166	30.8
障がい者を受け入れてくれる職場の確保	154	28.6
災害時における障がいのある人への配慮	154	28.6
障がいのある人を診察してくれる医療機関	145	26.9
経済的援助の充実	144	26.7
障がいのある人に配慮された道路・建物・駅などの整備	135	25.0
障がいのある人に対する住民の理解促進	129	23.9
情報提供の充実	109	20.2
入所施設の整備	88	16.3
人としての権利の保護	75	13.9
専門相談員の配置など相談体制の充実	74	13.7
専門的な訓練の充実	68	12.6
能力に応じた職業訓練の実施	68	12.6
障がいのある人に配慮された公営住宅の整備	68	12.6
ショートステイの充実	52	9.6
ホームヘルプサービスの充実	51	9.5
デイサービスの実施	51	9.5
通所施設・福祉作業所等の整備、充実	48	8.9
障がい児や難病のある子どものための専門的な教育の充実	47	8.7

第5章 参考資料

項目	回答数	%
一時預かり（レスパイトサービス）事業所の誘致	45	8.3
早期療育・訓練	41	7.6
障がい児や難病のある子どものための学童保育の充実	37	6.9
生活ホーム・グループホームの整備	36	6.7
文化・芸術活動への参加促進	24	4.5
スポーツ・リクリエーションへの参加促進	21	3.9
ボランティア活動の促進	21	3.9
幼稚園・保育所（園）への受け入れ	16	3.0
手話通訳者の確保	8	1.5
無回答	47	8.7

2 計画策定の足あと



3 吉川市障がい者計画策定委員会委員名簿

氏名	所属等	委嘱区分
高畑 隆	埼玉県立大学	学識経験者
八木 聡	中川の郷療育センター	医療機関関係者
広沢 昇	草加保健所	保健関係機関代表者
小山 健一	障害福祉サービス事業所 吉川フレンドパーク	障がい者福祉施設の代表者
大西 孝子	吉川市民生委員・児童委員協議会	ボランティア団体関係者
田口 進	吉川市聴覚障害者協会	障がい者団体等の代表者
須田 順子	吉川市手をつなぐ育成会	障がい者団体等の代表者
星座 正俊	就労継続支援B型事業所ひだまり	障がい者福祉施設の代表者
石井 孝子	朗読サークルきんもくせい	ボランティア団体関係者
太田 百合子	吉川手話サークルさつき会	ボランティア団体関係者
鈴木 喜美代	市民	吉川市障がい者計画推進協議会委員
白井 美佐子	市民	吉川市障がい者計画推進協議会委員

(敬称略)

4 吉川市障がい者計画策定委員会要綱

吉川市障がい者計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 5 月 19 日告示第 155 号

(趣旨)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づき吉川市障がい者計画（以下「計画」という。）を策定するため、吉川市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第 2 条 委員会は、次に掲げる役割を担い、市長に計画案を提出するものとする。

- (1) 本市の障がい者の状況等を踏まえ、本市における障がい者のために必要な施策に関する基本的な計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健関係機関の代表者
- (4) 障がい者福祉施設の代表者
- (5) 障がい者団体等の代表者
- (6) 市民又はボランティア団体関係者
- (7) 行政関係者
- (8) 吉川市障がい者計画推進協議会委員

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 計画の案の作成に際し専門的事項の検討及び調査研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の部会員は、次に掲げる課室所の係長相当職又は担当職にある者のうちから市長が任命する。
 - (1) 政策室企画担当
 - (2) 財政課財政係
 - (3) 都市計画課都市計画係
 - (4) 学校教育課学校支援担当
 - (5) いきいき推進課高齢福祉係
 - (6) 子育て支援課児童福祉係
 - (7) こども発達センター
 - (8) 健康増進課健康増進係
 - (9) 社会福祉課地域福祉係
 - (10) 社会福祉課障がい福祉係
- 3 作業部会にリーダー及びサブリーダー1名を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 リーダーは、必要があると認めるときは部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め又は意見を聴取することができる。
- 5 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 策定委員会の委員及び作業部会の部会員の任期は、計画の策定が終了するまでの期間とする。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年5月19日から施行する。
- 2 この告示は、第2条の規定による計画案の提出の日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

5 吉川市障がい者計画策定委員会作業部会部会員名簿

職 名	氏 名
政策室企画担当副主幹	岡田 啓司
総務部財政課財政係長	吉田 誠
都市建設部都市計画課都市計画係長	宗像 浩
教育部学校教育課学校支援担当副主幹	馬場 重弘
健康福祉部いきいき推進課高齢福祉係長	曾我 幸央
健康福祉部子育て支援課長補佐兼児童福祉係長	伴 茂樹
健康福祉部子育て支援課こども発達センター所長	林 洋子
健康福祉部健康増進課健康増進係長	中村 久美
健康福祉部社会福祉課障がい福祉係長	小林以津己

6 用語解説

用語	解説
あ行	
アクセシビリティ	サービスや情報の利用しやすさを示す。例えばホームページについて、誰もが閲覧し、情報収集が可能な状況に配慮することを「アクセシビリティを高める」など使用する。
安心リュック	急な入院や地震などへの備えとして治療に必要な情報を記載したお薬手帳や身の回りの品などを入れておくリュック。一人暮らしの70歳以上の高齢者などに配布している。
安全・安心メール	防災無線の放送内容や防災・防犯に関連した情報を登録者にメールで配信するサービス。
位置情報提供サービス	事故の防止等のため、徘徊などが見られる障がい者を早期に発見するため専用の機器を身に付けることで、介護する者にその居場所を伝えることができるサービス。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出時における移動の支援を行う。
NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。Non Profit Organizationの略。 平成10年に簡易な手続きで法人格の取得ができる特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。
応能負担	所得など各自の支払い能力に応じて負担すること。対になる言葉として各自が受けたサービス内容などに応じて負担をする「応益負担」がある。
オリオン教室	幼児健診・相談などで発育、発達面において経過観察が必要となる子どもとその養育者を対象に、集団遊びの体験や養育者への面接相談を通し、心身の健全な発達を促すための教室。
か行	
協働	「協働」とは、吉川市市民参画条例においては、「市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること」としている。
緊急時通報システム	急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、簡単な操作により緊急事態を自動的に吉川松伏消防組合に通報することができるシステム。

用語	解説
グループホーム	障がい者が、地域社会の中で日常生活の援助を受けながら共同生活をする場。
ケアホーム	障がい者が、地域社会の中で介護の援助を受けながら共同生活をする場。
高次脳機能障がい	交通事故や脳卒中などを原因として脳に損傷を受けた結果、記憶力や集中力、考える力などに生じる障がい。外見からは判断しづらいため「見えない障がい」と言われる。
越谷地区障害者雇用連絡会議	越谷公共職業安定所と関係機関とが連携し、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として協議や情報交換を行う会議。
子育て支援センター	育児不安の相談、子育てサークルへの支援、地域の保育資源の情報提供、子育て講座の開催など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、市民交流センターおあしす内に設置されている。
こども発達センター	就学前の心身に障がいのある児童や心身の発達に遅れがあると疑われる児童とその保護者を対象に、児童が基本的な生活習慣を身に付け社会生活への適応力を深めるとともに、健全な心身の発達を促すための療育を行う第二保育所内に設置された通園施設。言語療法及び理学療法を実施している。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がい者に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、円滑な意思疎通を支援するサービス。
さ行	
埼玉県障害者支援計画	国の障害者基本計画を基本とするとともに、埼玉県における障がい者の状況等を踏まえて策定される、埼玉県における障がい者のための施策に関する基本的な計画。
埼玉県福祉のまちづくり条例	高齢者や障がい者を始めすべての県民が安心して生活し、等しく社会参加できる地域社会の実現を目指して平成7年に制定された条例。施設のバリアフリー化整備の基準などを定めている。
彩の国ふれあいピック	スポーツを通じた障がい者の体力維持・増強と社会参加推進を図るとともに、障がい者スポーツの一層の普及を目的として開催される県内最大級の障がい者スポーツ大会。

用語	解説
支援籍学習	障がいのある児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住地の小中学校に学籍を置き、一定程度の学習活動を行う。ノーマライゼーションの理念に基づく学習を可能な限り実現するための制度。
支援費制度	障がい者自らがサービスを選択し、サービス提供事業者との契約によりサービスを利用する制度。従来の市町村等がサービスを決定する「措置制度」から障がい者の自己決定を尊重する制度として平成15年度より実施。 平成18年度から自立支援法に基づくサービス提供に移行となった。
自主防災組織	「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織。自治会などの地域単位で組織され、地震や風水害などの災害発生時に地域で自主的に防災活動を行う。
児童発達支援	身近な地域の障がい児支援として、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、通所利用の障がい児やその家族への支援を行う。また、障がい児を預かる施設への援助を行う場合もある。
市民活動サポートセンター	公益的な市民活動を行っている団体をはじめ、これから市民活動を始めたい人や市民活動に興味のある人の支援を行うため市民交流センターおあしす内に設置されている。市民活動に関する情報の収集や発信のほか、市民活動に関する相談、講座やイベントなどの企画運営を行っている。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体。様々な問題を地域社会で力を合わせて解決しようとする市民の福祉活動を推進することで、安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指している。
就学支援委員会	児童生徒一人ひとりのニーズに応じた就学指導を進めていくために、専門家の意見を聞くための機関。医師、特別支援学校コーディネーター、小中学校職員、市関係各課職員など各分野の専門家により構成されている
重度心身障害者医療費助成制度	障がい者とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市町村で助成する制度。

用 語	解 説
就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する障がい者が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行うとともに、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 B 型事業所	障害者自立支援法に基づき障がい者へ就労や生産活動の機会を提供する。障がい者と雇用契約を結ぶ A 型に対して、非雇用契約による事業形態。
障害者基本計画	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた障がい者のための施策に関する基本的な計画
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加支援等のため、基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とする法律。平成 23 年に障がいの定義などが改定された。
自立支援医療	障がいの軽減などを目的に、治療を受ける際、保険適用後の自己負担分の一部を公費で負担する制度。
自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。地域の関係者が集まり、地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担う。
障害者歯科相談医	障がい者等がより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、歯科治療体制の充実を図ることを目的に、県内の歯科医師に対して実技を中心とした研修を行い、その修了者を県が指定したもの。
障害者週間	広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。障害者基本法において 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間と定められている。
障害者自立支援法	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に基づき、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化する法律。平成 18 年に施行された。

用語	解説
障害者の権利に関する条約	障がい者に保障されるべき人権及び基本的自由を確保することを定めた条約。平成18年国連総会において採択され、平成20年に発効した。日本は、平成19年に署名を行い、現在、批准に向けた取り組みを行っている。
小児慢性特定疾患医療給付	患者や家族の負担を軽減するため、小児がん、小児慢性腎疾患、小児ぜんそくなど、特定の小児慢性疾患の治療にかかる費用等を県が負担する制度。
ショートステイ	障がい者を介護する家族の方が、病気やその他の理由により介護ができないとき、一時的に施設などで短期間介護などを受けるサービス。
ジョブコーチ	職場適応援助者。就職または職場への定着に際して課題がある障がい者に対して、職場で安定して働くことができるように、障がい者本人、家族、事業主に対し支援を行う。
身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がいの程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として都道府県知事が交付する手帳。
成年後見制度	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の代わりに、後見人が契約の締結を行ったり、本人が誤った判断に基づいて締結した契約を取り消したりすることで、これらの人を不利益から守る制度。
た行	
第5次吉川市総合振興計画	吉川市の目指すべき将来都市像やまちづくりの目標の実現のため、市政運営の長期的な指針を示すことを目的として策定する計画。初年度を平成24年度、目標年度を平成33年度としている。
地域活動支援センター	障がい者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう障害者自立支援法に基づき創作活動や生産的活動の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

用語	解説
地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援の窓口となる中核機関。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の3職種が連携し、「総合相談事業」「虐待の早期発見、防止等の権利擁護事業」「介護予防管理」「包括的・継続的管理」を行う。
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している、障がいのある児童生徒に対し、各教科等の指導は通常学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を行う学級。
デイサービス	在宅の障がい者が、福祉施設などにおいて、通所による創作的活動、機能訓練、生活支援などの提供を受けるサービス。
出前講座	参加者が講座に出向くのを待つのではなく、主催側が参加者の側に出向き、開催する講座。移動の難しい高齢者や障がい者などの参加促進にも期待できる。
統合失調症	幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。罹患率は人口の1%弱と推測されている。
特定疾患医療給付	いわゆる難病のうち国・県が指定した疾患（特定疾患）について、治療の確立と患者の負担軽減のため行われている医療給付。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級。
特別支援学校	障がいを持つ児童生徒などに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身に付けることを目的とした学校。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。
特別支援教育コーディネーター	保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。
トライアル雇用制度	事業主とハローワークが紹介する求職者が、3カ月を限度として有期雇用契約を結び、その間に業務遂行に当たっての適性や能力などを見極める制度。事業主には試行雇用奨励金が支払われる。

用語	解説
な行	
難病	①原因不明、治療方針未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。として整理されている。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者や障がい者などが、安心して生活を送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や、暮らしに必要なお金の管理の支援を行う。社会福祉協議会が実施している。
日常生活用具	特殊寝台や入浴補助用具など、在宅の障がい者の生活がより円滑に行われるための用具。
日中一時支援事業	障がい者を介護する家族の方が、冠婚葬祭などにより一時的に介護ができない場合に施設において日中、見守りなどの支援を行うサービス
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も誰もが特別に区別されることなく個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。
ノンステップバス	車両の一部あるいは全体について、床の高さを下げ、出入口の段差を解消することで乗降を容易にしたバス。
は行	
発達支援サポーター	発達障がいへの理解と知識を有するとともに発達障がい児の早期発見、特性に応じた保育・支援の実施や保護者への育児支援などの役割を担うために埼玉県の実施する研修を修了した者。
発達障がい	自閉症や学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。発達障害者支援法に国や地方公共団体の責務が明記されている。
パブリック・コメント	公的な機関が規則や計画などを制定しようとする際にその案を公表し、これに対して広く意見を募る方法。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられている。

用 語	解 説
ピアカウンセリング	障がい者が自らの体験に基づいて、同じ障がいがある方の相談に応じ問題解決を図ること。障がい者から相談を受ける人のことをピアカウンセラーという。ピアとは「仲間」との意。
ファックス 110番	聴覚又は音声・言語機能障がい者が、ファックスによって110番通報が行えるように、ファックス受信機を埼玉県警察本部通信指令課に設置運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。
ファックス 119番	聴覚又は音声・言語機能障がい者が、ファックスによって119番通報が行える緊急通報システム。事前に吉川松伏消防組合に登録をすることで緊急時のスムーズな対応が可能となる。
福祉避難所	災害発生時に通常の避難所で生活することが困難な障がい者などのために、バリアフリーや情報提供手段などに配慮した避難所。
福祉有償運送	NPO法人などが、高齢者や障がい者など公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に行う車両による有償移送サービス。
保育所等訪問支援	保育所などを利用する障がい児に、集団生活への適応のための専門的な支援を行うことで、保育所等の安定した利用を促進するサービス。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービス。
ホームヘルプサービス	在宅の障がい者を対象に、日常生活を営むのに支障がある事柄への援助として、身体介護、家事援助などを行うサービス。介護保険制度にも類似サービスがある。
補装具	義肢や補聴器など失われた身体の一部や機能を補って日常生活や仕事などの社会生活をしやすくするもの。
ほっとサロン	地域で暮らす障がい者やその家族、友人などが、日常生活に関する事や悩み事などを話し合い、またレクリエーションを行うことで相互の交流と知識の理解を深めていくための場。
ボランティアセンター	吉川市社会福祉協議会が設置している。ボランティア活動の促進を目的として、様々なボランティア活動の相談・情報提供や支援のほか、ボランティア講座などを行っている。

用語	解説
ま行	
民生委員・児童委員	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。
メール110番	聴覚又は音声・言語機能障がい者が、携帯電話やパソコンの電子メールを利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを埼玉県警察本部通信指令課に設置運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。
や行	
ヤカーリング	車輪をつけたやかんをカーリングのストーンのように的に向かって転がし、点数を競う競技。
吉川市健康増進計画（健康よしかわ21）	市民が主人公になって取り組む健康づくりとそれを支援するための環境整備を推進することを目的とし、生活習慣病予防に視点をおいた健康増進の具体的な方策を定めた計画。第1期計画期間は平成19～24年度。
吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	本市における高齢者保健福祉に関する施策と、介護保険制度の円滑な推進を図るための施策を一体的に策定し、高齢者が健康で安心して暮らせるまちを目指した計画。第5期計画期間は平成24～26年度。
吉川市次世代育成支援対策地域行動計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを目的として制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市全体、地域全体で子どもや子育て家庭などを支援していくため、平成17年度から10年間の集中的、計画的な取り組みを策定した計画。後期計画期間は平成23～26年度。
吉川市障がい者就労支援センター	障がい者の自立と社会参加を目的として、障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう地域において就労と生活の支援を総合的に提供する場。平成21年度に設置され、職業相談や職場開拓、日常生活支援等を行っている。
吉川市障がい者相談支援センターすずらん	障がい者や家族などが福祉サービスの利用や就労のこと、病気のこと、日常での困りごとなどを相談できる場として吉川市が特定非営利活動法人なまずの里福祉会に委託して運営している。

用 語	解 説
吉川市障がい福祉計画	国の基本指針に即して、本市における障害者自立支援法に基づくサービス・事業を計画的に提供するための計画。第3期計画期間は平成24～26年度。
吉川市地域福祉計画	地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進など、地域福祉の推進に関する事項について一体的に定めた計画。第2次計画期間は平成24～28年度。
吉川市地域防災計画	地震や風水害などの災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的に災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興等について定めた計画。計画改定は必要に応じて適宜行っている。
よしかわふれあいスポーツ大会	障がいを持つ人もそうでない人もともにスポーツを楽しみ交流を深める場として例年、栄小学校を会場として開催されている。平成23年度で第10回を迎えた。
ら行	
療育手帳	一定以上の知的障がいがある人に対し、申請に基づいて障がいの程度を判定し、埼玉県療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付する手帳。別称は、みどりの手帳。

第3次吉川市障がい者計画

平成24年2月

編集・発行 吉川市

〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1

吉川市 健康福祉部 社会福祉課

電話 048-982-5111 (代表)

FAX 048-982-5513

Eメール mail@city.yoshikawa.saitama.jp